

2026年2月6日

企業会計基準委員会 御中

 村上勇太公認会計士事務所
Yuta Murakami CPA Office

代表 公認会計士
村上 勇太

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から 2025 年 10 月 29 日に公表された企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等について、下記のとおり意見を申し上げます。

なお、下記においては、会計基準及び会計基準（案）等について、下表に示す通りの略称を用います。

文書	略称（現行文書）	略称（公開草案）
金融商品に関する会計基準	金融基準	金融基準 ED
金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針		ECL 適用指針 ED
金融商品会計に関する実務指針	金融実務指針	金融実務指針 ED
金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて		補足文書 ED

また、これらの中にある条文を参照する際には、「(略称.条文番号)」という記載を行うことでその旨を示します。たとえば、「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」の「BC1」を参照する場合には、「(ECL 適用指針 ED.BC1)」という記載を行うことでその旨を示します。

記

<要約版>

- 予想信用損失の認識・測定を行う範囲に関しては、金融基準 ED 等における内的整合性の観点より、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」をその範囲から除外するか、又は、その他有価証券に含まれる負債性金融資産もその範囲に追加するか、いずれかの修正を実施すべきと考える。(質問 2)
- 「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」に関して、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを、その開発の基礎とすることについては、次に示すとおり、条件付で同意する。
 - ①当初認識時点を開始点とした信用リスクの相対的な水準に着眼するという IFRS 第 9 号が規定する取扱について、我が国における従来の取扱と親和性があるとは考えにくく、また、②財務諸表(注記を含む)から常に全期間予想信用損失の金額を読み取ることができるか否かという点で、米国会計基準 ASC326の方が IFRS 第 9 号よりも優れている可能性はある(=両者間に優劣をつけられる可能性はある)と考えられる。そのため、基準間における優劣の有無、及び、「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」との親和性を理由とするのであれば、同意しない。(質問 1)(数値例 1)
 - 一方、上記のことは必ずしも理由とせず、我が国の会計基準については、現在、基本的に、IFRS 会計基準を国際的な整合性を図る対象としていることを理由とするのであれば、同意する。ただし、その場合には、かかる採用理由に照らして、原則として IFRS 第 9 号における取扱をそのまま導入すべきだと考える。(質問 1)
- 「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」については、次に掲げる修正が必要であると考える。
 - 予想存続期間が 12 か月未満(例:1 か月)である金融資産に関する 12 か月予想信用損失の測定において 12 か月 PD の使用を容認する規定(ECL 適用指針 ED.46)については、必要性が乏しいと考えられるため、削除する。(質問 3-2)
 - 金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」(金融基準 ED.26-2)とはどういう金額であるかが明瞭でないため、これを「本文」において明瞭にする。(質問 8)
 - 金融保証契約に関して、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の両方を貸借対照表に認識・表示するという会計処理方法(金融実務指針 ED.137)を適用した場合には、①すべて前取りされる保証料の金額が実行時の EAD、PD、LGD に基づいて決定されており、かつ、②実行時と比べて PD 及び LGD に上昇が見られなくても、認識・表示さ

- れる負債（金融保証契約負債）の金額が、その時点における全期間予想信用損失よりも大きくなるという奇異な状況が生じ得るため、金融実務指針 ED.137 に含まれる、かかる会計処理方法を容認する旨の記述は削除する。（質問 8）（数値例 6）
- 金融保証契約に関する規定にしたがって会計処理されるべきものと、そうではないもの（例：デリバティブとして会計処理されるべきもの）との区分が必ずしも明確でないため、これをより一層明確にする。（質問 8）
 - 貸出コミットメント等について金融基準 ED 等の適用対象である旨が必ずしも明瞭でないため、これを「本文」においても明瞭にする。（質問 8）
 - 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法（ECL 適用指針 ED.38）を適用する場合でも、引当率の算定にあたって将来予測的な見積りを反映する必要はある旨が必ずしも明瞭でないため、ECL 適用指針 ED.38 にその旨を明記する。（質問 3-2）
- 「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」に関しては、一般的重要性の観点で許容される範囲内では、個別の規定がなくとも、一定の簡便的な取扱は当然に可能であると考えられるから、単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しない（質問 1、質問 3-1、質問 3-2）（数値例 2）。それでもなお、その開発・設定を実施するならば、次のようにすべきと考える。
 - 全期間予想信用損失の過剰（二重）認識を解消しつつ、常に全期間予想信用損失の金額を読み取れるようにする（＝IFRS 第 9 号と米国会計基準 ASC326 がそれぞれ抱える問題点を一挙に解決する）べく、次に示す会計処理方法を規定した会計基準とする。なお、この会計処理方法による場合、SICR 判定を実施する必要はなく、12 か月予想信用損失を測定する必要もない。（質問 8）（数値例 5）
 - ◇ 当初認識・測定においては、金融資産をその時点における公正価値で認識・測定するのみとする。ただし、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額については、当該金融資産について認識の中止が行われるまで継続して注記における開示を行う。
 - ◇ 事後測定においては、全期間予想信用損失のうち、当初認識・測定時点からの変動分だけを認識する。
 - 「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」を適用せず、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」を適用している場合において、その事実が簡潔・明瞭に財務諸表利用者へ伝わるようにする必要があると考えられるため、財務諸表注記において、その実態に応じて、下記いずれかの記載を行うことを必須とする。（質問 5）

- ◇ 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されると判断する場合を除いて、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しておりません。
- ◇ 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されるか否かに関わらず、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しております。
- 実効金利法による償却原価法については、基本的に同意するが、ただし、次に示す点について対応が必要であると考えます。
 - クーポン金利が変動金利である金融資産の実効金利をどのように見積るかについて明確でないため、これを明確化する必要がある。なお、かかる明確化を実施するにあたって、仮に、IFRS9.B5.4.5を基本的にそのまま金融実務指針 ED に取り入れる方向で検討する場合には、IFRS 第 9 号の適用上では SPPI 要件を満たさないという結果をもたらす組込デリバティブが存在する金融資産についても、組込デリバティブを区分しないままに実効金利を見積ることが必要となり得る点も踏まえた慎重な検討が必要であると考えます。（質問 4）（数値例 3）（数値例 4）
 - 「実効金利法における利息法」という用語（概念）を設定する必要性は乏しいと考えられるため、金融実務指針 ED において、①「実効金利法における利息法」に関する定義は「実効金利法」の定義の中に統合し（金融実務指針 ED57-2）、②「実効金利法における利息法」という記載については、すべて、単に「実効金利法」と記載する形に修正するのが適当である。（質問 4）
 - 金融基準 ED 等に不必要な複雑さをもたらすことを避けるなどの観点より、「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」についても、償却原価法の適用においては、実効金利法の適用を原則とするとともに、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法の適用を容認する形とするのが適当である。（質問 4）

<詳細版>

(目次)

質問 1 (開発にあたっての基本的な方針に関する質問)	p.6
質問 2 (範囲に関する質問)	p.14
質問 3-1 (信用リスクの著しい増大の判定に関する質問)	p.19
質問 3-2 (予想信用損失の算定方法に関する質問)	p.20
質問 4 (償却原価に係る会計処理に関する質問)	p.26
質問 5 (開示に関する質問)	p.32
質問 6-1 (適用時期に関する質問)	回答無し
質問 6-2 (経過措置に関する質問)	回答無し
質問 7 (設例及び開示例に関する質問)	回答無し
質問 8 (その他)	p.33
質問 9 (補足文書(案)に関する質問)	回答無し

質問 1 (開発にあたっての基本的な方針に関する質問)

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準 (ステップ 2 及びステップ 3)」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準 (ステップ 4)」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

ステップ 1 からステップ 4 までの各ステップに関して、下表に示すとおりを考える。

要素	意見
ステップ 1 : IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とする。	基準間における優劣の有無、及び、「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」との親和性を理由とするのであれば、同意しない。 一方、上記のことは必ずしも理由とせず、我が国の会計基準については、現在、基本的に、IFRS 会計基準を国際的な整合性を図る対象としていることを理由とするのであれば、同意するが、ただし、その場合には、我が国における従来の取扱や米国会計基準 ASC326 における取扱を斟酌した修正・追加は、行うとしても極めて限定的なものとし、原則として IFRS 第 9 号における取扱をそのまま導入すべきだと考える。 (「意見の理由 1」参照)
ステップ 2 及びステップ 3 : 国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を開発する。	同意する。 なお、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデル、又は、米国会計基準 ASC326 の (現在) 予想信用損失モデルのうち、いずれを開発の基礎とした場合でも、ステップ 2 及びステップ 3 は達成されると考える。
ステップ 4 : IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を開発する。	単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しない。 (「意見の理由 2」参照) ただし、質問 5 及び質問 8 の項番 1 において述べる内容も参照されたい。

【意見の理由】

(意見の理由 1)

金融基準を改訂し、予想信用損失の認識・測定に関する規定を導入するにあたって、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用することの理由について、ECL 適用指針 ED によれば、次の通りである（ECL 適用指針 ED.BC7）。

- (1) 我が国の会計基準は、2007 年に国際会計基準審議会（IASB）とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS 会計基準を国際的な整合性を図る対象としてきており、両者に優劣がつけられないのであれば、IFRS 会計基準のモデルを基礎として基準を開発することが適当であると考えられる。
- (2) いずれのモデルが我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方と親和性があるかどうかの観点では、我が国の契約キャッシュ・フローの回収可能性に応じて債権の管理方法を変えようという現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方により親和性があるのは IFRS 会計基準のモデルと考えられる。

ここで、上記理由のうち、(2)において言及されている「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」については、債権を①正常先債権、(その他の) 要注意先債権、要管理先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権に区分して、あるいは、②一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して、各々の区分に応じた方法で貸倒引当金を設定するという考え方を指しているものと私は解している。

このとき、上記(1)及び(2)については、いずれも、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用することの理由として成立するのかどうか、疑念を持たざるを得ない。これは次に示す理由による。

すなわち、まず、IFRS 第 9 号が規定する取扱は、対象金融資産について当初認識以後において信用リスクの著しい増大（以下、SICR）がない場合には、12 か月予想信用損失を認識・測定し、かかる SICR がある場合には全期間予想信用損失を認識するというものであって、すなわち、予想信用損失の認識・測定を、当初認識時点を起点とした信用リスクの相対的な水準に基づいて変化させるものである。

これに対して、我が国における従来の取扱は、貸倒引当金の認識・測定を、ある一時点における対象債権の債務者における信用リスクの絶対的な水準に基づいて変化させるものである。

このことについては、たとえば、金融基準が、①「一般債権」については過去の貸倒実績率等に基づいて貸倒引当金を測定するのに対して、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」については、(a)信用リスクを考慮に入れた将来キャッシュ・フローに基づいて算定した金額か、あるいは、(b)担保・保証による回収見込額を除いた残額の全部又は一部をもって貸倒引当金の測定額とすることを規定することで（金融基準.28）、「一般債権」の貸倒引当金を相対的に少額なものとしているなか、②当該「一般債権」について「経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権」と定義しており（金融基準.27(1)）、すなわち、債務者のある一時点における状態に着眼した定義をしていることから明らかである。

そのため、当初認識時点を起点とした信用リスクの相対的な水準に着眼するというIFRS第9号が規定する取扱は、明らかに、我が国における従来の取扱とは根本的に大きく異なっている。

そして、このことは、単に貸倒引当金（予想信用損失）の認識・測定に関する実務上の方法の違いであるにとどまらず、その結果にも重大な違いをもたらす可能性が高い。

すなわち、IFRS第9号が規定する取扱によれば、ある一時点における信用リスクの絶対的な水準に着目するとき、それがより大きい債権について当初認識後にSICRがないために12か月予想信用損失を認識・測定する一方、それがより小さい債権について当初認識後にSICRがあるために全期間予想信用損失を認識・測定することとなり、その結果として、ある一時点における信用リスクの絶対的な水準がより小さい債権について認識する予想信用損失の方が、それがより大きい債権について認識する予想信用損失よりも大きい、ということが、十分に生じ得ると考えられる。

（付録として添付する「数値例1」をぜひ参照されたい）

ここで、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（以下、銀行実務指針）が、いずれも当面の間の取扱として、貸倒引当金について、正常先債権及びその他要注意先債権の場合には今後1年間の予想損失額とすること、及び、要管理先債権の場合には今後3年間の予想損失額とすることを容認している（同VI・注3）ために、銀行実務指針の適用を受ける銀行等金融機関の多くにおいては、常に全期間予想信用損失を認識・測定する米国会計基準ASC326による取扱よりも、SICRの有無に基づいて12か月予想信用損失と全期間予想信用損失を切り替えるIFRS第9号の取扱の方が、我が国における従来の取扱と親和性があるとの主張がなされるかもしれない。

しかしながら、かかる主張は、次に掲げる理由より、妥当性を欠いていると思われる。

- ◆ 貸倒引当金について、正常先債権及びその他要注意先債権の場合には今後 1 年間の予想損失額とすること、及び、要管理先債権の場合には今後 3 年間の予想損失額とすることもまた、貸倒引当金の認識・測定を、ある一時点における対象債権の債務者における信用リスクの絶対的な水準に基づいて変化させるものであり、予想信用損失の認識・測定を、当初認識時点を起点とした信用リスクの相対的な水準に基づいて変化させるという IFRS 第 9 号が規定する取扱とは根本的に異なったものである。
- ◆ 銀行実務指針は、あくまで貸出金等の平均残存期間に着目することを原則としたうえで、先述の取扱については当面の取扱として容認しているに過ぎないなか、仮に、当面の取扱（＝いずれは変更されるはずの取扱）と IFRS 第 9 号による取扱との間には親和性があったとしても、それは IFRS 第 9 号による取扱を導入することの理由とはならない。むしろ、あくまで貸出金等の平均残存期間に着目することを原則としているのであるから、それとの親和性からすれば、米国会計基準 ASC326 による取扱を導入するべきと言っても過言ではない。

また、そもそも、銀行実務指針は銀行等金融機関に限定して適用されるものに過ぎないなか、広く適用される金融実務指針は、貸倒引当金の見積期間について、一般債権の場合には債権の平均回収期間であるとしており（金融実務指針.110）、また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の場合には債権の回収期間であるとしていて（金融実務指針.112-117）、これを一律に 1 年間や 3 年間とする取扱はいっさい規定していない。

したがって、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルの方が、「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」と親和性があるとの主張については疑問を持たざるを得ず、ゆえに、先述(2)の理由は成立するかどうか、疑わしい（注）。

（注）ここで、私は、当初認識時点を起点とした信用リスクの相対的な水準に着眼するという IFRS 第 9 号が規定する取扱について、我が国における従来の取扱との親和性は乏しいことを指摘しているのであって、かかる取扱それ自体が理論的に妥当でないとの指摘をしているものではないことに留意されたい。むしろ、私はかかる取扱について理論的な妥当性はあると考えており、そのことが、質問 8 の項番 1 で提案する内容につながっている。

また、次に示す理由より、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルの方が、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルよりも優れている可能性はある（＝両者間に優劣をつけられる可能性はある）と考えられることから、先述(1)の理由も成立するかどうか、疑わしい。

- ◆ 大前提として、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルを採用した場合であっても、予想信用損失の認識・測定を要求するという点で、我が国会計基準について国際的な整合性を図ることは達成される。
- ◆ こうした中、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用した場合には、購入・組成時信用減損資産に該当する場合を除いては、事後に SICR が生じるまでは、財務諸表から全期間予想信用損失の金額を知ることができない（その一部に過ぎない 12 か月予想信用損失の金額を知ることができるのみである）。このことについて、詳細を述べれば次の通りである。
 - 当初認識時点における全期間予想信用損失は、たしかに、当初認識時点での公正価値（＝当初測定）に織り込まれている。したがって、当初認識時点で対象金融資産を公正価値で認識・測定したうえで、全期間予想信用損失を追加的に認識すれば、全期間予想信用損失を過剰に（二重に）認識することになるというのは、IFRS 第 9 号が指摘するとおりである（IFRS9.BC5.93）。
 - しかしながら、そうではあっても、全期間予想信用損失を追加的に認識しなければ、財務諸表（本体）からその金額を知ることができない。これは次の理由による（いずれも、対象金融資産については、当初認識・測定時点において、諸条件がオンマーケットであり、その取引価格と公正価値は等しいことを前提とし、また、取引コストはゼロであるものとする）。
 - ◇ 当初認識・測定時点のマーケット水準に基づく利率によるクーポン利息が設定されている金融資産の場合には、予想信用損失がどのような金額であろうとも、貸付元本金額をもって当初認識・測定が行われるに過ぎないから、全期間予想信用損失を追加的に認識しなければ、当初認識時点での公正価値（＝当初測定）に織り込まれている予想信用損失の金額を財務諸表（本体）から知ることはできない。
 - ◇ ゼロクーポンである金融資産の場合には、たしかに、当初認識・測定時点における取引価格＝公正価値は、予想信用損失（信用リスク）も考慮に入れて貸付元本金額をディスカウントした金額となっているものの、信用リスク見合いでディスカウントされた金額がいくらであるかについて財務諸表から知ることはできないから、全期間予想信用損失を追加的に認識しなければ、当初認識時点での公正価値（＝当初測定）に織り込まれている予想信用損失の金額を財務諸表（本体）から知ることはできない。
 - もっとも、12 か月予想信用損失を認識・測定する金融資産については、全期間予想信用損失の金額を注記で開示することとすれば、全期間予想信用損失を追加的に認識せずとも、財務諸表から全期間予想信用損失の金額を知ることができる。しかしながら、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルはそのような取扱を規定してはいないし、仮にそうした開示を要求する場合には、12 か月予想

信用損失を認識・測定する金融資産については、12か月予想信用損失及び全期間予想信用損失の両方を測定する必要がある上に、SICR判定も必要になってしまい、実務上の負担が不合理に極めて重い。

- ◆ これに対して、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルを採用した場合には、常に全期間予想信用損失を認識・測定するから、常に、財務諸表（本体）から全期間予想信用損失を知ることができる。
- ◆ このように、財務諸表から常に（全期間）予想信用損失を知ることができるという点で、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルの方が優れていると考えられるなかにあつて、実務上の負担は、必ずしも、常に米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルの方が重いわけではない。このことについて、詳細を述べれば次の通りである。
 - 米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルでは、全期間予想信用損失の認識・測定が必要となる範囲が、IFRS 第9号に基づく予想信用損失モデルよりも圧倒的に広いことから、この点では、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルの方が実務上の負担が重いことは否めない。
 - しかしながら、ここで留意すべきは、全期間予想信用損失を測定するだけならば、必ずしも、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）と、デフォルトが生じたときに発生し得る損失の程度（例：LGD）とを分けて把握する必要はないということである。一般に、その必要が生じるのは、マクロ経済指標に関する予測結果に応じて将来予測を加味するときに、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）と、デフォルトが生じたときに発生する損失の程度（例：LGD）とで、マクロ経済指標との相関が大きく異なる場合などであると考えられる。
 - これに対して、IFRS 第9号に基づく予想信用損失モデルでは、実務上、一般的には、営業債権等についての単純化アプローチが適用される場合を除いては、多くの場合において、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）と、デフォルトが生じたときに発生する損失の程度（例：LGD）とを分けて把握する必要があると考えられる。これは、①SICR判定においては、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）に着目をしなければならないためであり、また、②12か月予想信用損失を測定するためには、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）と、デフォルトが生じたときに発生する損失の程度（例：LGD）とを、別々のタイムスパン（前者は12か月、後者は全期間）で把握する必要があるためである。
 - 前段落に示した点、及び、そもそも SICR判定が必要であるという点においては、明らかに、IFRS 第9号に基づく予想信用損失モデルの方が、実務上の負担が重い。
 - したがって、実務上の負担は、必ずしも、常に米国会計基準 ASC326 に基づく

(現在) 予想信用損失モデルの方が重いわけではない。

以上のことから、先述(1)及び(2)については、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用することの理由として成立するかどうか、疑念を持たざるを得ない。

したがって、基準間における優劣の有無、及び、「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」との親和性を理由とするのであれば、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを基礎とすることに同意しない。

一方、基準間における優劣の有無や、我が国における従来の取扱との親和性を必ずしも理由とせず、我が国の会計基準は、2007 年に IASB とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS 会計基準を国際的な整合性を図る対象としてきていることを理由として、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを基礎とする、ということであるならば、かかる結論については同意する。

ただし、その場合には、IFRS 会計基準と整合性を図るということが、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを基礎とすることの唯一の論拠である可能性が高いから、我が国における従来の取扱や米国会計基準 ASC326 における取扱を斟酌した修正・追加は、行うとしても極めて限定的なものとし、原則として IFRS 第 9 号の取扱をそのまま導入すべきだと考える。

(意見の理由 2)

IFRS では、IAS 第 8 号が、IFRS 基準書が定める会計方針を適用することの影響に重要性がない場合には、当該方針を適用する必要はない旨を明文で定めている (IAS8.8)。

したがって、IFRS 適用企業においては、IFRS 第 9 号における予想信用損失の認識・測定に関する規定についても、それを適用した場合と比較して重要な違いが生じない限りにおいては、一定の簡便的な取扱をしているケースがあるものと思われる。

この点、我が国会計基準においても、同様に、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる旨が明文で定められている (企業会計原則注解 1)。

そのため、金融基準 ED 等において、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」として開発された内容についても、それを適用した場合と比較して重要な違いが生じない限りにおいては、一定の簡便的な

取扱をすることは、一般的重要性の観点から当然に認められるはずである。

したがって、あくまでも一般的重要性の観点で許容される範囲内において一定の簡便的な取扱を認める場合には、IFRS 第 9 号（又は米国会計基準 ASC326）を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を開発する必要はない。

ここに、今般、我が国会計基準にも、予想信用損失の認識・測定に関する規定を導入することは、国際的な整合性を確保することを目的としたものなのであるから（ECL 適用指針 ED.BC1）、簡便的な取扱は、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」を適用した場合と比較して重要な違いが生じない場合に限って認めるのが適当である。

以上のことに加えて、IFRS 第 9 号はすでに欧州各国をはじめとする様々な法域の企業において適用されている会計基準であるなか、主要先進 7 개국（G7）の一角を占め、世界有数の経済大国でもある我が国が、実務上の負担への配慮を主たる理由とした改変を加えるということについては、国際的な理解を得ることが難しい可能性もある。

したがって、「IFRS 第 9 号（又は米国会計基準 ASC326）を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」について、単に簡素化した会計処理方法を規定したものととして開発・設定することについては同意しない。

質問 2 (範囲に関する質問)

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

次に掲げる、①又は②のうちいずれかひとつの修正を実施することを条件として、同意する。

- ① 「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」については、予想信用損失の認識・測定対象とはせず、従来の会計処理方法を維持する。
- ② 「その他有価証券」に分類される負債性金融資産についても予想信用損失の認識・測定対象とする。

なお、仮に、上記②の修正を実施する場合、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産に関する予想信用損失の具体的な認識・測定方法については、米国会計基準 ASC326 が Available-for-sale debt security に関して採用する方法を参考にして、公正価値が償却原価を下回る場合にのみ、その差額のうち信用損失であると認められる部分をその他の包括利益 (OCI) ではなく純損益 (PL) に信用損失として認識・表示する方法を採ることも考え得ると思料する。

また、上記①又は②の選択に関しては、「金融資産の分類・測定について、現行金融基準を改訂するか否か」について今後数年以内に結論を得る旨、及び、かかる結論を得る際には「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」に分類される負債性金融資産に関する予想信用損失の認識・測定についても必ず再検討して結論を得る旨を、金融基準 ED 等に記載をして確約することができるならば、あくまで当面の取扱として、①を選択することが十分に合理的であると考えます。

(「意見の理由」参照)

【意見の理由】

金融基準及び金融基準 ED は、金融資産の貸借対照表価額 (≒事後測定) について債権と有価証券とに大別をして規定をする体系をとっており、債権については取得価額から貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする一方 (金融基準.14)、有価証券については時価をもって貸借対照表価額とすることを基本とし、少なくとも時価 (又は実質価額) の著しい下落については必ず貸借対照表価額に反映することとしている (金融基準.15-21)。

こうした中、有価証券に属する「満期保有目的の債券」について金融基準 ED が提案する取扱は、予想信用損失の認識・測定対象とする一方で (金融基準 ED.16)、時価の著しい下落は貸借対照表価額に反映しない (金融基準 ED.20)、というものであり、実質的に、債権と同じ会計処理をするというものである。

このように「満期保有目的の債券」について、有価証券に属するとしながら、その会計処理については実質的に債権の場合と同じものにするのは、金融基準 ED における内的整合性を欠いた取扱であると思われる。

一方、「貸付金代替性私募債」について金融基準 ED が提案する取扱も、同様に、予想信用損失の認識・測定対象とする一方で、事後測定において時価を貸借対照表価額へ反映することは行わない（金融基準 ED.14.）、というものである。

ここに、金融基準 ED は、「貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債」を「貸付金代替性私募債」と定義したうえで（金融基準 ED.注 5-2）、上述の取扱を規定している。

したがって、銀行以外の者が保有する私募債については、「貸付金代替性私募債」には該当せず、かつ、(a)金融商品取引法に定義される「有価証券」に該当するとともに、(b)金融基準 ED の適用上で有価証券として取り扱わない旨の規定は存在していないから、金融基準 ED の適用上で「有価証券」として取り扱われるものと解される（金融基準 ED.注 1-2, 金融実務指針 ED.8）。

すなわち、銀行以外の者が保有する私募債については、金融基準 ED の適用上、「満期保有目的の債券」又は「その他有価証券」に分類され、後者に分類される場合には、予想信用損失の認識・測定は行われず、時価をもって貸借対照表価額とされる（金融基準 ED.27, 金融基準 ED.18-21）。

このように「私募債」について、それが銀行によって保有されるものであるか否かによって、会計処理を異なるものとする事については、合理的な理由を見出すことが困難であると思われ、ゆえに、金融基準 ED における内的整合性を欠いた取扱であると思われる（注）。

（注）仮に、（保有者が銀行であるか否かではなく）「貸付金の代替」であるか否かによって会計処理を異なるものとした、ということである場合には、「貸付金の代替」について定義を明確にされたい。その定義が明確にされない限り、そのことの合理性について議論や判断のしようがない。なお、その定義次第ではあるものの、「貸付金の代替」である私募債を保有する者は銀行に限られる、ということは、考えにくいように思われる。

したがって、ここまで述べてきた意味での「内的整合性」を確保する観点からは、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」については、予想信用損失の認識・測定対象とはせず、従来の会計処理方法を維持することが妥当である。

もっとも、仮に、『金融資産の分類・測定について、現行金融基準を改訂するか否かについては、今後検討することとしている現時点では、そうした内的整合性を犠牲にしても、予想信用損失の認識・測定に関して IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ結果になることの追求を優先する』というのであれば、そのときには、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」について、金融基準 ED が提案する取扱、すなわち、予想信用損失の認識・測定対象とする一方で、事後測定において時価を貸借対照表価額へ反映することは行わないとすることは極めて妥当であると考えられる。

これは、金融基準 ED 適用上で「満期保有目的の債券」に分類される債券、及び、「貸付金代替性私募債」に該当する債券については、IFRS 第 9 号適用上では、いわゆる SPPI 要件を満たすものである限りは、償却原価で事後測定を行う金融資産に分類され、そのように会計処理されることが多いと考えられるためである。

しかしながら、この場合には、今度は、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産について金融基準 ED が提案する取扱につき、金融基準 ED における内的整合性を欠いていると思われる。その理由を具体的に述べれば、次の通りである。

すなわち、まず、負債性金融資産であるものを含めて「その他有価証券」について金融基準 ED が提案する取扱は、予想信用損失の認識・測定対象とはせず、従来の会計処理方法を維持するというものである（金融基準 ED.27, 金融基準 ED.18-21）。

こうした取扱とする理由について、ECL 適用指針 ED は「様々な種類の債券が含まれ、必ずしもすべてのその他有価証券に分類される債券が IFRS 第 9 号において予想信用損失モデルの対象となるとは限らないと考えられる」と説明している（ECL 適用指針 ED.BC31）。ここに、IFRS 第 9 号において予想信用損失モデルの対象とならないケースには、①SPPI 要件を満たさないためにいわゆる FVPL 処理となるケースと、②SPPI 要件を満たすものの、事業モデルテストの結果としていわゆる FVPL 処理となるケースの 2 種類が存在する中、①のケースについては「満期保有目的の債券」の場合にも同様に十分に存在し得ることを踏まえれば、この説明では②のケースが念頭に置かれていると解するのが妥当である。

この点、金融基準上で「その他有価証券」に分類される負債性金融資産については、たしかに、そのすべてではないものの、しかしながら、その多くが、IFRS 第 9 号適用上では、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルか、あるいは、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とする事業モデルの中で保有されていると考えられ、ゆえに、いわゆる SPPI 要件を満たすものである限りは、予想信用損失の認

識・測定対象であることが考えられる。

(参考) 三井住友フィナンシャル・グループの Form 20-F に含まれる財務諸表(2025 年 3 月期・連結・IFRS) では、Investment securities 33,546,133 百万円の中に、予想信用損失の認識・測定対象たる Debt instruments が 28,375,277 百万円 (=償却原価測定 366,997 百万円+FVOCI 測定 28,008,280 百万円) ある。これは Total assets 297,165,070 百万円から Loans and advances 125,190,819 百万円を除いた金額 166,974,251 百万円の約 17%を占めるほどの大きさである。

そのため、前半に述べた内的整合性を犠牲にしても、予想信用損失の認識・測定に関して IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ結果になることの追求を優先して、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」についても予想信用損失の認識・測定対象とするにもかかわらず、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産については予想信用損失の認識・測定対象としないという取扱は、前半に述べたのとは別の意味で、金融基準 ED における内的整合性を欠いていると思われる。

したがって、後半に述べた内的整合性を確保する観点からは、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」について予想信用損失の認識・測定対象とするのであれば、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産についても同様に予想信用損失の認識・測定対象とすることが妥当である。

以上のことから、予想信用損失を算定する範囲に関係しては、次に掲げる、①又は②のうちいずれかひとつの修正を実施するべきであると考え。

- ① 「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」については、予想信用損失の認識・測定対象とはせず、従来 of 会計処理方法を維持する。
- ② 「その他有価証券」に分類される負債性金融資産についても予想信用損失の認識・測定対象とする。

なお、仮に、上記②の修正を実施する場合における、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産に関する予想信用損失の具体的な認識・測定方法については、米国会計基準 ASC326 が Available-for-sale debt security に関して採用する方法を参考にして、公正価値が償却原価を下回る場合にのみ、その差額のうち信用損失であると認められる部分をその他の包括利益 (OCI) ではなく純損益 (PL) に信用損失として認識・表示する方法とすることも考え得ると思料する。

これは、予想信用損失の認識・測定と重要な関連を有すると考えられる金融資産の分類に関して、金融基準及び金融基準 ED におけるそれは、SPPI 要件の充足有無への着眼はなく、また、事業モデルではなく保有目的に着眼するといった点において、相対的には、

国際会計基準（IFRS）よりも米国会計基準のそれに近いと考えられることから、質問 1 に述べた通り、米国会計基準 ASC326 における取扱を斟酌した修正・追加は極めて限定的なものとする中になっても、米国会計基準 ASC326 における取扱を取り入れることに、合理性があると考えられるためである。

また、上記①又は②の選択に関しては、あくまでも短い期間における当面の取扱とするのであれば、①を選択することが十分に合理的であるとする。

そのため、「金融資産の分類・測定について、現行金融基準を改訂するか否か」について今後数年以内に結論を得る旨、及び、かかる結論を得る際には「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」に分類される負債性金融資産に関する予想信用損失の認識・測定についても必ず再検討して結論を得る旨を、金融基準 ED 等に記載をして確約することができるならば、①を選択することが十分に合理的であるとする。

質問 3-1 (信用リスクの著しい増大の判定に関する質問)

本公開草案における債権等の発生認識以降における信用リスクの著しい増大の判定(簡素化された判定方法を含む。)に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

次に掲げるとおりである。

1. 「信用リスクの著しい増大に関する判定」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」(ECL適用指針 ED.56-62)を除いては、同意する。
2. 「信用リスクの著しい増大に関する判定」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」(ECL適用指針 ED.56-62)については、削除すべきであると考え。
(「意見の理由」参照)

【意見の理由】

質問 1 に述べた通り、そもそも、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」に関して、単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しない。

加えて、私においては、それでもなお「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」を設定するのであれば、その内容は質問 8 の項番 1 に述べる通りにすることを提案するものであり、そこでは、SICR 判定はそもそも必要でない。

したがって、「信用リスクの著しい増大に関する判定」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」(ECL適用指針 ED.56-62)については、削除すべきであると考え。

質問 3-2 (予想信用損失の算定方法に関する質問)

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案(簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。)に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

次に掲げる点を除いては同意する。

1. 予想存続期間が 12 か月未満である金融商品に係る 12 か月の予想信用損失の算定において、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができる旨の規定(ECL 適用指針 ED.46)は削除するべきであると考える。

(「意見の理由 1」参照)

2. 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法を規定している ECL 適用指針 ED.38 において、そこに規定される実務上の便法を適用する場合でも、引当率の算定にあたって、将来予測的な見積りを反映する必要がある旨を明記するべきであると考える。

(「意見の理由 2」参照)

3. 「債権等の予想存続期間」、「将来予測シナリオ」、及び、「貨幣の時間価値」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」(ECL 適用指針 ED.63-65)については、削除するべきであると考える。

(「意見の理由 3」参照)

【意見の理由】

(意見の理由 1)

ECL 適用指針 ED は、予想存続期間が 12 か月に満たない金融資産に関する 12 か月予想信用損失の測定に関して、次に示す規定を置くことを提案している(ECL 適用指針 ED.46)。

金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合、12 か月の予想信用損失の算定において、期末後の予想存続期間にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額に代わり、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができる。

これについては、IFRS 第 9 号には存在しない規定であるが、我が国の実務では、一般的に 12 か月未満のデフォルト発生リスク等に関する実績データを保有していないために、12 か月(1 年)PD をもって代用していることを踏まえて ECL 適用指針 ED では導入することが提案されている(ECL 適用指針 ED.BC76)。

しかしながら、たとえば、全期間 PD の算定にあたって、より長い期間の PD について、関連する実績デフォルト率のデータが存在しない場合において、より短い期間の PD などに基づいて推計をすることは一般的であると考えられるなか、12 か月に満たない期間の PD についても、同様に関連する実績データが存在しなくとも、12 か月 PD などに基づいて合理的な推計を実施することが十分に可能であると考えられる。

たとえば、12 か月 PD は実績データに基づいて把握できており、かつ、ハザード率が一定であり、12 か月間の各月における限界 PD は均一であると仮定できる状況にある場合には、

$$1 \text{ か月PD} = 1 - (1 - 12 \text{ か月PD})^{\frac{1}{12}}$$

という計算式を計算することで、1 か月 PD を得ることが考えられる。

また、そもそも、12 か月未満という比較的短い期間のことであるから、最終基準の公表から適用開始まで 3 年程度の期間を設ける（金融基準 ED.41）ことを前提とすれば、現状では実績データが存在しないとしても、最終基準の公表後、速やかに実績データの蓄積を開始すれば、十分に対応可能である。

加えて、我が国では契約期間が 1 か月又は 3 か月の短期貸出をロールオーバーし、ある程度長期にわたって融資を行う実態があると思われるなか、そうしたケースではそもそも、1 か月や 3 か月といった期間ではなくより長い期間の PD を用いることが理論的に妥当であると主張する向きもあるかもしれないが、そうした主張の妥当性については疑問がある。

なぜなら、そうしたケースでは、多くの場合、ロールオーバーの実施をあらかじめ約定しているものではないために、信用リスクにさらされる期間はあくまで 1 か月や 3 か月といった期間であることから、より長い期間の PD を用いることは過大な PD の使用であるように思われるためである。

そのため、この規定を置けば、国際的整合性が多少なりとも犠牲になることは間違いなく、そうした犠牲を払ってまでしてこの規定を置くことの価値は乏しい。

したがって、予想存続期間が 12 か月未満である金融商品に係る 12 か月の予想信用損失の算定において、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができる旨の規定（ECL 適用指針 ED.46）は、すべて削除するべきであると考えられる。

(意見の理由2)

収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想損失に関しては、下に示す通りに、実務上の便法が規定されている(ECL適用指針ED.38)。

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る12か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数(例えば、期日未経過、1か月以内期日経過、1か月超3か月以内の期日経過、3か月超6か月以内の期日経過等)に応じた引当率を定める方法を用いることができる。その際、貸倒実績が著しく異なる顧客セグメントについては、グループを分けて適用する。

ここに、この規定においては、「貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数(略)に応じた引当率を定める方法を用いることができる」との記載がなされているために、かかる実務上の便法を適用する際には、引当率の算定において、将来予測的な見積りを反映する必要はなく、もっぱら貸倒実績に基づくことで良いと解釈される可能性があると思われる。

しかしながら、そうした解釈は適当ではないと私は解している。

すなわち、ECL適用指針EDは、①その結論の背景において、当該実務上の便法については「貸倒実績に基づき、将来予測的な見積りを反映して予想信用損失を算定する方法の例示」であるとしているし(ECL適用指針ED.BC66)、また、②その設例において「期日経過に応じた引当率は、売掛金の貸倒実績率を基礎とし、将来予測的な見積りを反映し算定される」としているから(ECL適用指針ED.設例10)、貴委員会においては、かかる実務上の便法を適用する場合でも、引当率の算定において、将来予測的な見積りを反映する必要はあるという見解であると私は解している。

そうであれば、かかる見解を本文でも明確にするべく、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法を規定しているECL適用指針ED.38において、そこに規定される実務上の便法を適用する場合でも、引当率の算定にあたって、将来予測的な見積りを反映する必要はある旨を明記すべきであると考えます。

なお、ECL適用指針ED.38に規定される実務上の便法を適用するときにも、引当率の算定にあたって、将来予測的な見積りを反映する必要はある場合には、多くの一般事業会社においても、少なくとも理論的には、予想信用損失の測定において、将来予測的な見積

りを反映することが不可避であると考えられる。

また、一般事業会社であっても子会社向けに金銭の貸付を行っていることは少なくないと思われるなか、金融基準 ED 等は（個別）財務諸表にも適用されると解されるため、一般事業会社にあっても、そうした子会社向けの貸付については、SICR 判定の実施を含めて、金融基準 ED 等に基づく予想信用損失の認識・測定を実施する必要がある。

この場合、金融基準 ED 等の適用にあたっては、一般事業会社においても相応の工数を要すると考えられることから、貴委員会が、補足文書 ED の中で、「一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられる」と述べていることについては、違和感があることを併せて申し述べる。

（意見の理由 3）

質問 1 に述べた通り、そもそも、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」に関して、単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しないため、「債権等の予想存続期間」、「将来予測シナリオ」、及び、「貨幣の時間価値」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.63-65）については、削除するべきであるとする。

なお、「債権等の予想存続期間」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.63）、及び、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.64）については、以下に述べることもまた、削除すべきと考える理由である。

「債権等の予想存続期間」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」

ECL 適用指針 ED.63 は、「債権等の予想存続期間」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」として、「信用リスクの著しい増大に関する判定」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.56-62）を適用する場合においては、正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができ、また、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができる旨を定めている（ECL 適用指針 ED.63）。

この点、ECL 適用指針 ED は、そもそも、債権等ごとに全期間の予想信用損失を算定するための過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有し

ていない場合、包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定することを規定している（ECL 適用指針 ED.4-6）。

かかる規定に基づいて集合的な単位で予想信用損失の測定を行う場合には、債権等に関する予想存続期間については、おのずと、「平均残存期間」として算定されることになると考えられる。

そのため、「債権等の予想存続期間」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.63）については、別途定める必要は無いものと思われることから、削除するべきであると考ええる。

「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」

ECL 適用指針 ED.64 は、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」として、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる旨を定めている（ECL 適用指針 ED.64）。

この定めを置く必要があることの理由について、ECL 適用指針 ED は、複数シナリオの考慮が求められる場合の実務負担に懸念が示されたためであると説明している（ECL 適用指針 ED.BC111）。

これについて、私は、複数シナリオの策定、及び、各シナリオに関する発生確率の見積りを行うための実務負担について懸念が示されたということだと解している。

この点、私は、ECL 適用指針 ED.43-44 にしたがった複数シナリオの策定、及び、各シナリオに関する発生確率の見積りについて、最低限のレベルでは、①一般に公表されているマクロ経済指標に関する予測値及び実績値の収集、②平均・分散・標準偏差の計算、及び、回帰分析といった程度の統計処理、及び、③いくらかの定性的判断によって実施できるものと考えている。

（付録として添付する「数値例2」をぜひ参照されたい）

そして、この場合、複数シナリオを策定し、各シナリオの発生確率を見積ることの実務負担は必ずしも重たいとまでは言えないことから、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.64）を定める必要は無いと考えられる。

一方、ECL 適用指針 ED は、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損

失の算定方法」として、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる旨を定めるにあたって、「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係があると予想されるとみなし」としている（ECL 適用指針 ED.BC111）。

この点、一般に、与信は、一定の審査に合格した者に対してのみ実行されていることが多いために、そこから生じる信用損失については、マクロ経済環境が良化したときに減少する幅は相対的に小さく、すなわち、マクロ経済環境が悪化した場合における増加幅の方が、それが良化した場合における減少幅よりも、大きいと考えられる。

これは、すなわち、マクロ経済環境の良化・悪化と、信用損失の増減との関係は、線形ではなく非線形であることが、十分に考えられるということに他ならない。

以上のことから、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.64）については、削除すべきであると考ええる。

なお、仮に、複数シナリオを策定し、各シナリオの発生確率を見積ることについて、付録として添付する「数値例 2」に示したイメージにて実施することでは、ECL 適用指針 ED が要求する水準をまったく満たせず、より一層高度な作業の実施が必須であるなか、そうした作業については実務負担が重たいために、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.64）を定める必要があるということである場合には、当該実施必須である「より一層高度な作業」の内容について、ECL 適用指針 ED の中で説明する必要があると考ええる。

質問 4 (償却原価に係る会計処理に関する質問)

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的に同意するが、ただし、次に示す点について対応が必要であると考え。

1. クーポン金利が変動金利である金融資産の実効金利をどのように見積るかについて明確化する必要があると考える。また、かかる明確化を実施するために、仮に、IFRS9.B5.4.5 を基本的にそのまま金融実務指針 ED に取り入れる方向で検討する場合には、IFRS 第 9 号の適用上では SPPI 要件を満たさないという結果をもたらす組込デリバティブが存在するために実効金利の見積りは行われない金融資産についても、金融基準 ED 及び金融実務指針 ED が提案するところによれば組込デリバティブを区分しないままに実効金利を見積ることが必要となり得る点も踏まえて、慎重な検討が必要であると考え。

（「意見の理由 1」参照）

2. 金融実務指針 ED において、①「実効金利法における利息法」に関する定義は「実効金利法」の定義の中に統合し（金融実務指針 ED57-2）、②「実効金利法における利息法」という記載については、すべて、単に「実効金利法」と記載する形に修正するのが適当であると考え。

（「意見の理由 2」参照）

3. 「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」についても、償却原価法の適用においては、実効金利法の適用を原則とするとともに、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法の適用を容認する形とするのが適当であると考え。

（「意見の理由 3」参照）

【意見の理由】

（意見の理由 1）

金融実務指針 ED は、実効金利の見積り方法について、次のとおりに規定している（金融実務指針 ED.57-3）。

実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行う。その際、予想信用損失を考慮しない。

したがって、クーポン金利が変動金利である金融資産については、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローが確定はしていない中であって、実効金利をどのように

見積るかが問題になると考えられる。

ここで、かかる実効金利の見積りを行うために、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローについては、理論先渡金利（インプライドフォワードレート）を用いて見積るというのも、理論的に妥当な対応方法のひとつであるように思われる。

（付録として添付する「数値例3」をぜひ参照されたい）

しかしながら、IFRS 第9号の適用上では、クーポン金利が変動金利である金融資産に関する実効金利について、そうした理論先渡金利（インプライドフォワードレート）を用いた見積りは、多くの場合には、行われていないものと思われる。

これは、IFRS 第9号には下記の条文が存在することにより（IFRS9.B5.4.5）、クーポン金利が変動金利である金融資産については、満期日に受け取る元本に等しい金額で当初認識されている場合には、通常は、発生するクーポン利息を、それが発生する期間において利息収益として認識することで問題ないことになると考えられるためである。

変動金利の金融資産と変動金利の金融負債については、市場金利の動きを反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより実効金利が変更される。変動金利の金融資産又は変動金利の金融負債が、満期日に受け取るか又は支払う元本に等しい金額で当初認識されている場合には、将来の利払いの再見積りは当該資産又は負債の帳簿価額に通常は重大な影響を与えない。

こうした中、金融実務指針 ED 等には、上記 IFRS9.B5.4.5 を踏まえた条文は一切存在しておらず、クーポン金利が変動金利である金融資産について実効金利をどのように見積るかが明確でないため、これを明確化する必要があると考える。

ここで、かかる明確化を実施するために、仮に、IFRS9.B5.4.5 を基本的にそのまま金融実務指針 ED に取り入れる方向で検討する場合には、慎重な検討が必要であると思われる。

その理由を説明するために、下表に掲げる内容の TOPIX 連動債、及び、これと同じ設計である貸付金を考える。

発行日	2x01年4月1日
満期日	発行日から3年後（2x04年3月31日）
利払日	2x01年9月30日を初回とし、毎年3月31日及び9月30日
元本	100,000

クーポン利息	<p>各利払日においては、元本に、下に示す算式で算定される利率を乗じたうえで $\frac{1}{2}$ を乗じた金額。ただし、その金額がゼロ未満である場合にはゼロ。</p> $0.440\%/年 + 0.9 \times \frac{\text{利払日 1 か月前時点の TOPIX} - \text{発行日の TOPIX}}{\text{発行日の TOPIX}}$
--------	---

以下では、上表に掲げた TOPIX 連動債と、これと同じ設計である貸付金を併せて、本件 TOPIX 連動債等と呼ぶ。

ここに、本件 TOPIX 連動債等については、明らかにクーポン利息の金額が変動するのであるから、クーポン金利が変動金利である金融資産に該当する。

また、本件 TOPIX 連動債等については、半年毎に生じるクーポン利息の金額が株価指数 (TOPIX) に連動して変動するものの、しかし、マイナスにはならないという設計になっており、プレーンな債券等に、株価指数に係るデリバティブ (オプション) が組み込まれたものと捉えることができる。

こうした中、IFRS 第 9 号の適用上では、本件 TOPIX 連動債等については、クーポン利息の金額が株価指数 (TOPIX) に連動するために、SPPI 要件を満たさないことから (IFRS9.B4.1.13(金融商品 A))、原則としていわゆる FVPL 処理となり、実効金利の計算は行われない。

一方、本件 TOPIX 連動債等について、我が国会計基準の適用上では、以下に具体的に示すとおり、組込デリバティブは区分処理されず、かつ、金融基準 ED 及び金融実務指針 ED が提案するところによれば実効金利の計算が必要であり得ると考えられる。

- 「企業会計基準適用指針第 12 号 その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」は、「受取利息がマイナスとならないフロアーが付いている場合の複合金融商品については、契約上、当初元本を毀損しないため、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はない」としており (同第 6 項(1)ただし書き)、また、「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性」がないならば、組込デリバティブを組込対象である金融資産から区分する必要はないとしている (同第 3 項反対解釈)。
- そのため、本件 TOPIX 連動債等については組込デリバティブを区分処理せずに会計処理をすることになると考えられる。

- そのうえで、本件 TOPIX 連動債等のうち、本件 TOPIX 連動債と同じ設計である貸付金については、原則として実効金利の計算が必要となる（金融実務指針 ED.57, 金融実務指針 ED.57-2）。
- また、本件 TOPIX 連動債等のうち、本件 TOPIX 連動債についても、「満期保有目的の債券」に分類される場合においては（注）、原則として実効金利の計算が必要となる（金融実務指針 ED.70, 金融実務指針 ED.57-2）。

（注）本件 TOPIX 連動債については、あらかじめ償還日が定められており、かつ、額面金額による償還が予定されているし、そのクーポン利息の金額は、株価指数（TOPIX）に連動して変動するものの、しかし、マイナスにはならないことから、そのスキーム上リスクが元本に及ぶものでもないと考えられるため、我が国会計基準の適用上、「満期保有目的の債券」に分類することが妨げられないと思われる（金融実務指針 ED.68）。

この点、本件 TOPIX 連動債等について、実効金利の見積りを行うべく、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローを見積るためには、どのような方法を考え得るか。

たとえば、本件 TOPIX 連動債等の公正価値を測定する際には、株価指数（TOPIX）の動きについて幾何ブラウン運動等に基づいてモデル化をしたうえで、モンテカルロ・シミュレーションによって多数のパスを生成するという方法が使用され得ると思われる中、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローについてもこれと同様の方法で見積ることが考えられるかもしれない。

（付録として添付する「数値例4」をぜひ参照されたい）

いずれにしても、そこでは、将来における株価指数（TOPIX）のランダムな動きを見積ることが必要であると思われるため、先述の、市場で観察されているゼロクーポンレートと金利裁定の理論から理論先渡金利（インプライドフォワードレート）を計算して見積ることとは、ややレベルや種類が異なる見積りが必要になると思われる。

そのため、仮に、本件 TOPIX 連動債等について、IFRS 第9号の適用上でも、実効金利の見積りが必要であった場合において、本件 TOPIX 連動債等についても、IFRS9.B5.4.5の適用対象とされ、満期日に受け取る元本に等しい金額で当初認識されている場合には、通常は、発生するクーポン利息を、それが発生する期間において利息収益として認識することで問題ないとされていたかどうかは、少なくとも自明ではないと考えられる。

したがって、IFRS9.B5.4.5を基本的にそのまま金融実務指針 EDに取り入れる方向で検討する場合には、本件 TOPIX 連動債等のように IFRS 第9号の適用上では SPPI 要件

を満たさないという結果をもたらす組込デリバティブが存在する金融資産についても、金融基準 ED 及び金融実務指針 ED が提案するところによれば組込デリバティブを区分しないままに実効金利を見積ることが必要となり得る点も踏まえて、慎重な検討が必要であるとする。

なお、仮に、本件 TOPIX 連動債等のように IFRS 第 9 号の適用上では SPPI 要件を満たさないという結果をもたらす組込デリバティブが存在する金融資産については、① IFRS 第 9 号の場合と同様に組込デリバティブを区分せず全体についていわゆる FVPL 処理を要求する形とするか、あるいは、②組込デリバティブについて区分処理を強制するとともに、あくまで、その後に残るプレーンな金融資産について実効金利の見積りを要求する形とすることが可能であるならば、IFRS9.B5.4.5 を基本的にそのまま金融実務指針 ED に取り入れることでも問題ないとする。

(意見の理由 2)

金融実務指針 ED においては「実効金利法における利息法」という用語（概念）と「金利差額調整法における利息法」という用語（概念）が存在している（金融実務指針 ED.57-2 など）。

この点、「金利差額調整法」については「利息法」と「定額法」という下位分類が存在することから「金利差額調整法における利息法」という用語（概念）には存在意義があると思われる一方、金融実務指針 ED を見る限り、「実効金利法」についてはそうした下位分類は存在しないことから「実効金利法における利息法」という用語（概念）には特に存在意義は無いように思われる。

したがって、金融実務指針 ED においては、①「実効金利法における利息法」に関する定義は「実効金利法」の定義の中に統合し（金融実務指針 ED57-2）、②「実効金利法における利息法」という記載については、すべて、単に「実効金利法」と記載する形に修正するのが適当であるとする。

(意見の理由 3)

金融実務指針 ED が提案するところによれば、償却原価法の適用における、①実効金利法、②金利差額調整法における利息法、③金利差額調整法における定額法という 3 つの方法に関する適用関係は、下表に示す通りに整理されると思われる。

項目	原則	容認
満期保有目的の債券	実効金利法（金融実務指針 ED.70）	金利差額調整法における定額法（金融実務指針 ED.70）

その他有価証券のうち、 取得差額が金利調整差額 と認められる債券	金利差額調整法における利 息法（金融実務指針 ED.74）	金利差額調整法における定 額法（金融実務指針 ED.74）
貸付金及び重要な金融要 素を含む債権	実効金利法（金融実務指針 ED.105）	金利差額調整法における定 額法（金融実務指針 ED.105- 3）
金銭債務	金利差額調整法における利 息法（金融実務指針 ED.126）	金利差額調整法における定 額法（金融実務指針 ED.126）

すなわち、金融実務指針 ED が提案するところによれば、「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」については、償却原価法の適用にあたって実効金利法を適用することはできない。

ここで、これらについては、金融基準 ED 等が提案するところによれば、予想信用損失の認識・測定が行われるものではないために、予想信用損失の測定との整合性という観点からは、実効金利法の適用を要求する必然性がないことは理解する。

しかしながら、それは、「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」について、実効金利法の適用を強制しないことの理由にはなっても、実効金利法の適用を認めないことの理由にはならないはずである。

こうした中であって、「実効金利法」と「金利差額調整法における利息法」は、もちろん異なる別々の方法ではあるものの類似してもいるから、これら両方の方法を併存させ、かつ、項目別にそれらの適用を分けることは、金融基準 ED 等に不必要な複雑さをもたらすように思われる。

さらに、仮に、実効金利法の適用について、実務上の負担の重さが懸念される場合には、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法の適用を認めればよいだけである。

以上のことから、「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」についても、償却原価法の適用においては、実効金利法の適用を原則とするとともに、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法の適用を容認する形とするのが適当であると考えられる。

質問 5 (開示に関する質問)

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的に同意するが、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」も併せて開発・設定する場合には、財務諸表の注記において、その実態に応じて、下記いずれかの記載を行うことを必須とするべきであると考え

- 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されると判断する場合を除いて、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しておりません。
- 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されるか否かに関わらず、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しております。

(「意見の理由」参照)

【意見の理由】

「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」も併せて開発・設定する場合には、我が国会計基準が適用されている財務諸表の中には、予想信用損失の認識・測定に関して、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」が適用されている財務諸表と、そうではない財務諸表とが混在してしまうことになる。

かかる混在は、予想信用損失の認識・測定に関して「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」が適用されている財務諸表、及び、その作成者に対して、「かかる会計基準が適用されているという事実が必ずしも簡潔・明瞭には財務諸表利用者へ伝わらない」という重大な不利益をもたらす。

したがって、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」を開発・設定する場合には、かかる不利益を極小化するために、財務諸表の注記において、その実態に応じて、下記いずれかの記載を行うことを必須とするべきであると考え

- 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されると判断する場合を除いて、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しておりません。
- 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されるか否かに関わらず、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しております。

質問 8 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

次に示す通りである。

1. 「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」も併せて開発・設定するのであれば、単に簡素化した会計処理方法を規定するのではなく次に示す会計処理方法を規定した会計基準とするのが適当であると考える。

- ◇ 当初認識・測定においては、金融資産をその時点における公正価値で認識・測定するのみとする。ただし、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額については、当該金融資産について認識の中止が行われるまで継続して注記における開示を行う。

- ◇ 事後測定においては、全期間予想信用損失のうち、当初認識・測定時点からの変動分だけを認識する。

(「意見の理由 1」参照)

2. 金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」とはどのような金額であるかが、「結論の背景」ではなく「本文」において明瞭になるように必要な修正を実施するべきと考える。なお、金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」については、その時価とすることが意図されていると思われる中、かかる明瞭化のために実施する修正は、たとえば、金融保証契約はその発行者においては金融実務指針 ED の適用対象であることを明瞭に示す記述を追加することであると考える。

(「意見の理由 2」参照)

3. 下に示す金融実務指針 ED.137 における記載は削除するべきと考える。

金融商品会計基準第 26-2 項の適用にあたり、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができる。

なお、どうしても、実務上の困難さに配慮した取扱が必要であるという場合には、かかる取扱の中身については、「保証料の金額が、保証金額と保証開始時点における保証対象債権の PD 及び LGD に基づいて算定されており、かつ、保証料のすべてを前取りする契約に関しては、SICR が生じていない限りにおいては、『(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額』を負債（金融保証契約負債）として認識するのみとすることができる」とすることにつき、一考の価値があるものと考える。

(「意見の理由 3」参照)

4. 金融保証契約に関する規定にしたがって会計処理されるべきものと、そうではないもの（例：デリバティブとして会計処理されるべきもの）との区分をより一層明確化

する必要があると考える。

(「意見の理由4」参照)

5. 貸出コミットメント等が金融基準 ED 等の適用対象である旨が、「本文」においても明瞭になるように必要な修正を実施するべきと考える。なお、貸出コミットメント等について、貴委員会の意図する会計処理は、単に予想信用損失を認識・測定することだけである場合には、かかる修正の実施方法について、IFRS 第 9 号における組み立て及び記述も参考にしながら、慎重に検討しなければならない。

(「意見の理由5」参照)

【意見の理由】

(意見の理由1)

IFRS 第 9 号による会計処理と、米国会計基準 ASC326 による会計処理は、次に掲げる通り、いずれも問題点を抱えていると言える。

- 当初認識時点における全期間予想信用損失は、たしかに、当初認識時点での公正価値 (=当初測定) に織り込まれている。したがって、米国会計基準 ASC326 が要求する当初認識時点で対象金融資産を公正価値で認識・測定したうえで、全期間予想信用損失を追加的に認識するという会計処理には、全期間予想信用損失を過剰に (二重に) 認識することになるという問題点が存在する。これは、IFRS 第 9 号が指摘するとおりである (IFRS9.BC5.93)。
- 一方、IFRS 第 9 号は、この問題に対処するべく、購入・組成時信用減損資産に該当する場合を除いて、原則として、当初認識時には、12 か月予想信用損失 (全期間予想信用損失の一部) を認識・測定する一方、事後においては、SICR 判定を実施し、その結果、SICR が生じたと認められるならば全期間予想信用損失を認識・測定することとしている。
- しかしながら、IFRS 第 9 号 (及び IFRS 第 7 号) の適用上、12 か月予想信用損失を認識・測定する金融資産については、全期間予想信用損失の注記における開示もないため、IFRS 第 9 号 (及び IFRS 第 7 号) に基づいて作成された財務諸表からは、12 か月予想信用損失を認識・測定する金融資産については全期間予想信用損失の金額を知ることができないという問題点が存在する。
- また、IFRS 第 9 号も、当初認識時点において 12 か月予想信用損失は認識するのであるから、全期間予想信用損失を過剰に (二重に) 認識することになるという米国会計基準 ASC326 が抱える問題について、大幅に緩和することはできていないもの、完全に解消できているわけではない。

以上の問題点を踏まえれば、全期間予想信用損失の過剰 (二重) 認識を解消しつつ、常に全期間予想信用損失の金額を知らせることができる会計処理方法が最善であると認め

られる。

この場合、もっとも妥当と認められる会計処理方法は次の通りであると私は考える。

- ◆ 当初認識・測定においては、金融資産をその時点における公正価値で認識・測定するのみとする。ただし、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額については、当該金融資産について認識の中止が行われるまで継続して注記における開示を行う。
- ◆ 事後測定においては、全期間予想信用損失のうち、当初認識・測定時点からの変動分だけを認識する。

(付録として添付する「数値例5」をぜひ参照されたい)

ここで、今般、貴委員会は、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」と併せて、「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」も開発・設定することを提案している（ECL適用指針ED.BC5-BC27）。

この点、私は、当該「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」について、①質問1に述べた通り、単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しないなか、②その開発・設定を行うのであれば、全期間予想信用損失の過剰（二重）認識を解消しつつ、常に全期間予想信用損失の金額を知らせることができるようになるべく、先述の会計処理方法を規定した会計基準として、開発・設定することが適当であると考えている。

なぜなら、先述の会計処理方法を規定した会計基準は、①IFRS第9号による会計処理と米国会計基準ASC326による会計処理のそれぞれが抱える問題点を一挙に解決できるのと同時に、②下表に示す通り、貴委員会が目標とする「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」にも合致するためである。

項目	合致することの説明
IFRS第9号を出発点とする	<ul style="list-style-type: none"> ● 先述の会計処理方法は、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額については注記で開示するのみであり、認識する全期間予想信用損失は当初認識・測定時点からの変動分だけであるという点では、IFRS第9号（及びIFRS第7号）における購入・組成時信用減損資産に関する会計処理方法と概ね同じである。 ● IFRS第9号による会計処理では、当初認識・測定時点と比較して信用リスクが相対的に大きくなると、認識される予想信用損失

	<p>の金額が大きくなる。この点、購入・組成時信用減損資産以外の金融資産の場合には、SICRが生じた一時点で大きくなるか、それとも、信用リスクの相対的な増大に常に連動して大きくなるか、という違いはあれども、上述のことそれ自体はすべての金融資産について先述の会計処理方法による場合でも同じである。</p> <p>(補足) 以上のことから、私は、先述の会計処理方法について、IFRS第9号(による会計処理方法)の「進化版」と捉えている。</p>
<p>適切な引当水準を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 先述の会計処理方法は、以下に掲げる点を除いては、IFRS第9号における予想信用損失の認識・測定方法を改変するものではない。したがって、先述の会計処理方法のもとでは、当然に、適切な引当水準は確保される(注)。 ➤ 当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額について、認識はせず、注記において開示するにとどめる。 ➤ 常に、全期間予想信用損失のうち、当初認識・測定時点からの変動分だけを認識する(12か月予想信用損失の認識はない)。 <p>(注) もちろん、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額について、一切の認識をせず、注記において開示するにとどめるために、認識される予想信用損失の金額はIFRS第9号を適用した場合と比較すれば小さい。しかしながら、これは予想信用損失の過剰な(二重の)認識が是正されていることを意味するものであって、「引当水準の不足」(=予想信用損失の認識不足)が生じていることを意味するものではない。なお、財務諸表利用者は、認識されている予想信用損失の金額と注記で開示されている当初認識・測定時点における予想信用損失の金額を足し合わせるという作業をするだけで、全体としての全期間予想信用損失の金額(=米国会計基準ASC326を適用した場合に認識される予想信用損失の金額に近いであろう金額)を知ることができることを、ここに改めて強調する。</p>
<p>実務負担に配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 先述の会計処理方法による場合には、SICR判定を実施する必要が無く、また、12か月予想信用損失を測定する必要も無いために、IFRS第9号を適用した場合よりも、実務負担が大幅に軽くなる側面があることは間違いない。 ● なお、上記のことに関連しては、先述の会計処理方法による場合でも、当初認識・測定時点を起点とした信用リスクの相対的な変化をトラッキングする必要はあるものの、かかるトラッキングは、全期間予想信用損失の増減額を求めるだけで実施できるものであり、SICR判定を行う場合のように、デフォルトが生じる可能性の程度(例:PD)だけを抜き出して変化をトラッキングする

必要は無い。また、そのトラッキング結果について「著しい増大」に該当するか否かを判断する必要もない。

- 先述の会計処理方法は、予想信用損失の計算と実効金利計算をデカップルする（＝実効金利計算は予想信用損失を考慮に入れない期待キャッシュ・フローに基づいて行う）ものであるから、IASBが2009年減損公開草案で提案するも、主に実務上の困難さの観点で断念した会計処理方法とは異なり、IFRS第9号に基づく金融資産に関する事後測定を抜本的に変更するものではない。
- それでもなお、先述の会計処理方法によればこそ実務負担が重くなる側面もあることは否定されないが、そうしたことについては、IFRS第9号及び米国会計基準ASC326と整合的な範囲内にて、次に掲げる通りに一定の対処が可能であり得る。
 - 12か月予想信用損失を測定する必要がある場合とは異なってPDとLGDを常に同一のタイムスパン（＝全期間）とすることで問題ないため、全期間予想信用損失の測定について、PDとLGDへの分解をせずに損失率法によって実施することも十分にあり得ると考えられる。
 - 個々の金融資産について個別に全期間予想信用損失の測定を行うことが実務上どうしても困難であるという場合には、対象金融資産について共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングをしたうえで（IFRS9.B5.5.5 参考）集合的に全期間予想信用損失の測定を行うこともあり得ると考えられる。
 - 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち、重要な金融要素を含まないものについては、信用スプレッドが重要ではないということであり、ひいては、当初認識・測定時における全期間予想信用損失も重要ではないということであるから、当初認識・測定時における全期間予想信用損失について一律にゼロとみなすという取扱もあり得ると考えられる。この場合、そうした受取手形、売掛金等については、IFRS第9号の適用上で営業債権等についての単純化したアプローチ（IFRS9.5.5.15）を適用した場合と同様に単に全期間予想信用損失を認識・測定するのみとなる（＝その全額が「事後的な変動額」であることとなるため）。
- 金融資産について、その時点における公正価値（時価）で当初認

識・測定をすることについては、金融実務指針 ED がすでに規定していることであるから（金融実務指針 ED.29）、実務負担をより重くするものではない。

なお、必ずしも意図したことではないかもしれないが、現実として、我が国は、現在、後発の立場で、予想信用損失の認識・測定を会計基準の中に導入しようとしている。

こうした中、先行した IFRS 第 9 号及び米国会計基準 ASC326 のそれぞれが抱える問題点を解決できる会計処理方法を立案して、世界に向けて提案していくという役割は、後発の立場にいればこそ果たせるものであることにも、留意したい。

（意見の理由 2）

金融基準 ED は、金融保証契約の貸借対照表価額について、次の通りに定めることを提案している（金融基準 ED.26-2）。

金融保証契約(注 8-2)の発行者においては、金融保証契約は、以下のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする。

- (1) 予想信用損失の金額
- (2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額

こうした中、金融基準 ED 及び金融実務指針 ED 等では、「発生の認識時の価額」とはどのような金額であるのかについて、「結論の背景」においてこそ時価であることが示唆されているものの（金融基準 ED.90-4）、「本文」においては極めて不明瞭であると言わざるを得ない。

これは、金融実務指針 ED は、金融資産及び金融負債の当初測定は時価で行うことを規定しているものの（金融実務指針 ED.29）、金融実務指針には存在していた「債務保証契約は金融商品会計基準の適用対象である」旨の条文（金融実務指針.15）を単純に全削除することを提案しており、その結果として、金融実務指針 ED.29 が金融保証契約にも適用されるのか否かが不明瞭となっていることに起因する。

ここに、「発生の認識時の価額」が不明瞭なままでは、金融基準 ED.26-2 に基づく金融保証契約に関する貸借対照表価額についても不明瞭となってしまう。

したがって、金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」とはどのような金額であるかが明瞭になるように必要な修正を実施すべきと考える。

なお、先述の金融基準 ED.90-4 が示唆するところより、貴委員会は、金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」について時価であるとの見解だと私は解している。

そうである場合、かかる明瞭化のために実施する修正は、たとえば、金融保証契約はその発行者においては（注）金融実務指針 ED の適用対象であることを明瞭に示す記述を追加することである。そのようにすれば、金融資産及び金融負債の当初測定は時価で行うことを規定している金融実務指針 ED.29 が金融保証契約の発行者においては適用されることが明らかとなり、「発生の認識時の価額」はその時点の時価であることが明確となる。

（注）国際会計基準（IFRS）では、金融保証契約は、保険契約の定義（IFRS17.Appendix A）に当てはまるとともに、金融商品の定義（IAS32.11）にも当てはまると考えられる。しかし、その保有者の立場では、金融保証契約について、保険契約を原則としては適用範囲から除外しているために IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号は適用されない（IAS32.4(d), IFRS9.2.1(e)）のと同時に、企業が保険契約者である保険契約をその適用範囲から除外しているために IFRS 第 17 号もまた適用されず（IFRS17.7(g)）、IAS 第 8 号が規定するヒエラルキー（IAS8.10-12）にしたがって会計方針を定めることとなる。したがって、国際会計基準（IFRS）では、その保有者が金融保証契約について金融資産として認識することは少なくとも必須ではない。貴委員会が、我が国会計基準においてもこれと同様に、金融保証契約の保有者がこれを金融資産として認識・測定することを少なくとも必須とはしないことを意図しているのであれば、本文に述べた趣旨にて記述の追加を行う場合には「発行者においては」との限定を付すことが妥当である。

（意見の理由 3）

貴委員会は、金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」について時価であるとの見解であることを前提とする。

こうした中、金融実務指針 ED.137 は、次に示す内容を規定し、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の両方を、貸借対照表に認識して表示することを容認している。

金融商品会計基準第 26-2 項の適用にあたり、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を 控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができる。

ここで、金融保証契約については、一般に、保証料の金額が、保証金額と保証開始時点における保証対象債権の PD 及び LGD に基づいて算定されており、かつ、保証料のすべてを前取りする契約が多いと考えられる。

こうした中、そうした契約に関して、金融実務指針 ED.137 が容認する方法によって会

計処理を行った場合には、実行時と比べて PD 及び LGD に上昇が見られない場合であっても、認識される負債（金融保証契約負債）の金額が、その時点における全期間予想信用損失よりも大きくなり得る。

（付録として添付する「数値例 6」をぜひ参照されたい）

この点、保証料の金額が実行時の EAD、PD、LGD に基づいて決定されているならば、実行時の EAD、PD、LGD に基づく全期間予想信用損失の金額は保証料によってカバーされているはずであるから、実行時と比べて PD 及び LGD に上昇が見られないにもかかわらず、認識される負債（金融保証契約負債）の金額が、その時点における全期間予想信用損失よりも大きくなり得るとするのは、奇異なことであると思われる。

このことに関連して、貴委員会は、「金融保証契約に関する負債が二重に計上されることが課題となる」との認識を持ちながらも、「実務負担の大きさと当該会計処理を認めることによる影響の両方を考慮し」た結果として、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の両方を、貸借対照表に認識して表示することを容認するとの提案をしている（金融実務指針 ED.311-5）。

しかしながら、上述のとおり奇異な状況が生じ得ること、及び、IFRS 第 9 号は認めていない会計処理方法であることを踏まえれば、いかなる実務負担の重さと天秤にかけようとも、かかる会計処理方法を容認することはできないように思われる。

したがって、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の両方を、貸借対照表に認識して表示することを容認する旨の記載（金融実務指針 ED.137）は削除するべきであると考え（注）。

（注）認識される負債（金融保証契約負債）の金額（＝(1)と(2)を合計した総額）について、その時点における、①全期間予想信用損失の金額、又は、②発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のうち、いずれか大きい方の金額を上限とする旨の定めを追加することができるならば、その限りではないと考えるものの、かかる定めを追加するならば、金融実務指針 ED.137 における当該容認規定を維持することについて、実務負担軽減の観点にて意味は無いであろう。

なお、それでも、どうしても、実務上の困難さに配慮した取扱が必要であるという場合には、かかる取扱の中身については、「保証料の金額が、保証金額と保証開始時点における保証対象債権の PD 及び LGD に基づいて算定されており、かつ、保証料のすべてを前取りする契約に関しては、SICR が生じていない限りにおいては、『(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額』を負債（金融保証契約負債）として認識するのみとすることができる」とすることにつき、一考の価値があるものと考え。

これは、この取扱の方が、金融実務指針 ED.137 が提案する取扱よりも、IFRS 第 9 号を適用した場合に近い結果をもたらす可能性があると思われるためである。

(意見の理由 4)

金融基準 ED は、金融保証契約について、次に示す通りに定義している（金融基準 ED.注 8-2）。

金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう。ただし、デリバティブに該当するものは除く。

ここで、上記の定義における最後の一文たるただし書きは、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にすることを意図したものであると考えられる（金融基準 ED.90-2）。

こうした中、金融基準 ED 等においては、金融保証契約に関する規定にしたがって会計処理されるべきものと、そうではないもの（例：デリバティブとして会計処理されるべきもの）との区分について、不明瞭であるように思われる。これは、次に示す理由による。

- 金融保証契約は、「特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行う」ことを内容とする契約であると定義されている。
- この場合、金融保証契約は、「その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する基礎数値を有」する、というデリバティブの特徴（金融実務指針 ED.6(1)）を満たさないために、そもそも、デリバティブには該当しないと考えられる。
- こうした中、金融基準 ED.注 8-2 における金融保証契約の定義は、最後の一文たるただし書きが存在するために、「金融保証契約に該当すると同時に、デリバティブにも該当する契約が存在し得ることを念頭に置いている」と解されるが、こういった契約がこれに該当するのかについて、明瞭ではない。
- 一方、クレジット・デフォルト・スワップと称されている取引については、たしかに、「特定の債務者が所定の支払を行わないこと」ではなく信用格付けの下落や信用指数の上昇などを支払のトリガーとしているために、金融保証契約の定義を満たさ

ない一方で先述のデリバティブの特徴（金融実務指針 ED.6(1)）を満たすことから、金融保証契約としてではなくデリバティブとして会計処理されるべきものが多いかもしれないが、その契約内容次第では金融保証契約に該当することもあり得ると考えられることから、「クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にする」という金融基準 ED.90-2 における記載は、誤解を招く恐れがある。

（参考）IFRS 第 9 号は、金融保証契約は a credit default contract という legal form であることもあり得るとしている（IFRS9.B5.2）。

したがって、金融保証契約に関する規定にしたがって会計処理されるべきものと、そうではないもの（例：デリバティブとして会計処理されるべきもの）との区分を、より一層明確化する必要があると考える。

（意見の理由 5）

金融実務指針 ED の「結論の背景」では、金融実務指針における記述がそのまま残されていることにより、貸出コミットメント等は金融商品会計基準の適用対象である旨が記述されている（金融実務指針 ED.229）。

一方、金融実務指針 ED は、その「本文」においては、金融実務指針には存在していた「当座貸越契約及び貸出コミットメントは金融商品会計基準の適用対象である」旨の条文（金融実務指針.19）について、単純に全削除することを提案しているため、その「本文」には、貸出コミットメント等は金融商品会計基準の適用対象である旨の記述が存在していない。

そのため、貸出コミットメント等は金融商品会計基準の適用対象であるのか否かについて、金融実務指針 ED の「本文」では明らかになっていない。

ここに、金融基準 ED は、貸出コミットメント等について、その発行者は予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とする旨を定めているから（金融基準 ED.26-3）、貴委員会においては、貸出コミットメント等は金融商品会計基準の適用対象であると考えているものと思われる。

そうであれば、貸出コミットメント等は金融基準 ED 等の適用対象である旨が、「本文」においても明瞭になるように必要な修正を実施すべきである。

なお、かかる修正を実施する際、単に、金融実務指針 ED 等の「本文」にその旨を記載

したならば、貸出コミットメント等について、金融基準 ED 等が全体として適用されることとなり、たとえば、時価をもって当初認識・測定を行うことも必要になると考えられる（金融実務指針 ED.29）。

したがって、貸出コミットメント等について、貴委員会の意図する会計処理は、単に予想信用損失を認識・測定することだけである場合には、かかる修正の実施方法について、IFRS 第 9 号における組み立て及び記述（注）も参考にしながら、慎重に検討しなければならないと考えられる。

（注）IFRS 第 9 号は、ローン・コミットメントに関する IFRS 第 9 号の適用について、次に示す通りの組み立て及び記述をしている。

- ① IFRS 第 9 号の全体が適用されるローン・コミットメント（デリバティブに該当するものなど）を個別具体的に規定する（IFRS9.2.3）。
- ② 上記①に該当しないローン・コミットメントについては、いったん IFRS 第 9 号の適用範囲から除外する旨を規定したうえで（IFRS9.2.1(g)柱書）、ただし、その発行者は IFRS 第 9 号における減損（予想信用損失）に関する要求事項を適用しなければならないこと、及び、すべてのローン・コミットメントは IFRS 第 9 号における認識の中止に関する要求事項の適用対象であることを規定する（IFRS9.2.1(g)ただし書き）。

以上

付録

- 数値例 1 : SICR の発生に伴う予想信用損失の増加と逆転
- 数値例 2 : GDP 成長率に関する複数シナリオの策定とシナリオ発生確率の見積り
- 数値例 3 : 理論先渡金利（インプライドフォワードレート）の計算
- 数値例 4 : TOPIX 連動債に関する将来のクーポン利息についての期待キャッシュ・フローの計算
- 数値例 5 : 全期間予想信用損失の事後的な変動額のみを認識する会計処理方法
- 数値例 6 : 金融保証契約に関する会計処理方法の比較

【数値例 1 : SICR の発生に伴う予想信用損失の増加と逆転】

(注 1) すべての計算において計算途中での端数処理を行っていない一方、表示上は常に表示未満を四捨五入しているため、表示上の数字に基づいて再計算をしても必ずしも同じ結果は得られない。

(注 2) デフォルトの定義は「内部格付 7 (債務者区分: 要管理先) 以下へのランクダウン」であるものとする。

A 社は、2x01 年 4 月 1 日に、貸付 X 及び貸付 Y を実行した。これら貸付に関する詳細は下表に示すとおりである。

貸付 X	貸付元本	100,000		
	内部格付	2 (債務者区分: 正常先)		
	貸付期間	10 年 (満期日: 2x11 年 3 月 31 日)		
	クーポン金利	1.082%/年 なお、この金利は下に示す算式によって算定されている。 $\begin{aligned} & \text{クーポン金利 } 1.082\% / \text{年} \\ & = 10 \text{ 年物 } RFR 1.000\% / \text{年} \\ & + \text{信用スプレッド } 0.032\% / \text{年} \\ & + \text{その他スプレッド } 0.050\% / \text{年} \end{aligned}$ ここに、信用スプレッド 0.032%/年は、次のように算定されている。すなわち、ここではハザード率が一定であることを仮定するために、1 年ハザード率が、後述する 10 年累積 PD から、 $1 \text{ 年ハザード率} = -\frac{1}{10} \log_e(1 - 10 \text{ 年累積 } PD)$ という計算式に基づいて 0.080% と算定されるなか、信用スプレッドは、当該 1 年ハザード率と後述する LGD に基づいて、 $1 \text{ 年ハザード率 } 0.080\% \times LGD 40.000\% = 0.032\%$ と算定されている。 また、実効金利はこのクーポン金利に等しいものとする。		
	元利金支払方法	クーポン利息については毎年 3 月 31 日に支払う。貸付元本については貸付期間終了日に一括で支払う。		
	期限前返済	認めない。		
	2x01 年 4 月 1 日 (貸付実行日) における PD	10 年累積 PD は 0.800% であるとする。また、各年における限界 PD は一定であるものとし、10 年累積 PD と n 年累積 PD との間には $n \text{ 年累積 } PD = 1 - (1 - 10 \text{ 年累積 } PD)^{\frac{n}{10}}$ という関係式が成立するものとする。このとき、各年における累積 PD、限界 PD、無条件年間 PD は、下表に示すとおりである。		
		年(n)	累積 PD	限界 PD
	1	0.080%	0.080%	0.080%
	2	0.161%	0.080%	0.080%

		3	0.241%	0.080%	0.080%
		4	0.321%	0.080%	0.080%
		5	0.401%	0.080%	0.080%
		6	0.481%	0.080%	0.080%
		7	0.561%	0.080%	0.080%
		8	0.641%	0.080%	0.080%
		9	0.720%	0.080%	0.080%
		10	0.800%	0.080%	0.080%
		<p>なお、n年限界PDとは、n-1年において生存しているという条件のもとでn年においてデフォルトする確率（条件付確率）であり、累積PDと限界PDとの間には、</p> $n\text{年限界PD} = \frac{n\text{年累積PD} - n-1\text{年累積PD}}{1 - n-1\text{年累積PD}}$ <p>という関係式が成立している。ただし、1年限界PDは1年累積PDに等しい。</p> <p>一方、n年無条件年間PDとは、単純にn年においてデフォルトする確率であり、累積PDと無条件年間PDとの間には、</p> $n\text{年無条件年間PD} = n\text{年累積PD} - n-1\text{年累積PD}$ <p>という関係式が成立している。ただし、1年無条件年間PDは1年累積PDに等しい。ここで、上表におけるn年無条件年間PDの値は、常に0.080%で一定のように見えるが、これは端数処理の結果であり、実際にはnが増加するにつれて減少している。</p>			
	2x01年4月1日 (貸付実行日) におけるLGD	全期間LGD：40.000%			

貸付Y	貸付元本	100,000
	内部格付	6 (債務者区分：その他要注意先)
	貸付期間	10年 (満期日：2x11年3月31日)
	クーポン金利	<p>2.477%/年</p> <p>なお、この金利は下に示す算式によって算定されている。</p> $\begin{aligned} & \text{クーポン金利} 2.477\%/年 \\ & = 10\text{年物RFR} 1.000\%/年 \\ & + \text{信用スプレッド} 1.427\%/年 \\ & + \text{その他スプレッド} 0.050\%/年 \end{aligned}$ <p>ここに、信用スプレッド1.427%/年は、次のように算定されている。すなわち、ここではハザード率が一定であることを仮定するために、1年ハザード率が、後述する10年累積PDから、</p>

	<p>1年ハザード率 = $-\frac{1}{10} \log_e(1 - 10 \text{年累積PD})$ という計算式に基づいて 3.567% と算定されるなか、信用スプレッドは、当該1年ハザード率と後述する LGD に基づいて、 $1 \text{年ハザード率} 3.567\% \times \text{LGD} 40.000\% = 1.427\%$ と算定されている。 また、実効金利はこのクーポン金利に等しいものとする。</p>																																												
元利金支払方法	クーポン利息については毎年3月31日に支払う。貸付元本については貸付期間終了日に一括で支払う。																																												
期限前返済	認めない。																																												
2x01年4月1日 (貸付実行日) における PD	<p>10年累積 PD は 30.000% であるとする。また、各年における限界 PD は一定であるものとし、10年累積 PD と n年累積 PD との間には $n \text{年累積PD} = 1 - (1 - 10 \text{年累積PD})^{\frac{n}{10}}$ の関係式が成立するものとする。このとき、各年における累積 PD、限界 PD、無条件年間 PD は、下表に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年(n)</th> <th>累積 PD</th> <th>限界 PD</th> <th>無条件年間 PD</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>3.504%</td><td>3.504%</td><td>3.504%</td></tr> <tr><td>2</td><td>6.885%</td><td>3.504%</td><td>3.381%</td></tr> <tr><td>3</td><td>10.148%</td><td>3.504%</td><td>3.263%</td></tr> <tr><td>4</td><td>13.296%</td><td>3.504%</td><td>3.148%</td></tr> <tr><td>5</td><td>16.334%</td><td>3.504%</td><td>3.038%</td></tr> <tr><td>6</td><td>19.266%</td><td>3.504%</td><td>2.932%</td></tr> <tr><td>7</td><td>22.094%</td><td>3.504%</td><td>2.829%</td></tr> <tr><td>8</td><td>24.824%</td><td>3.504%</td><td>2.730%</td></tr> <tr><td>9</td><td>27.458%</td><td>3.504%</td><td>2.634%</td></tr> <tr><td>10</td><td>30.000%</td><td>3.504%</td><td>2.542%</td></tr> </tbody> </table> <p>累積 PD、限界 PD、無条件年間 PD の関係については貸付 X の場合と同じである。</p>	年(n)	累積 PD	限界 PD	無条件年間 PD	1	3.504%	3.504%	3.504%	2	6.885%	3.504%	3.381%	3	10.148%	3.504%	3.263%	4	13.296%	3.504%	3.148%	5	16.334%	3.504%	3.038%	6	19.266%	3.504%	2.932%	7	22.094%	3.504%	2.829%	8	24.824%	3.504%	2.730%	9	27.458%	3.504%	2.634%	10	30.000%	3.504%	2.542%
年(n)	累積 PD	限界 PD	無条件年間 PD																																										
1	3.504%	3.504%	3.504%																																										
2	6.885%	3.504%	3.381%																																										
3	10.148%	3.504%	3.263%																																										
4	13.296%	3.504%	3.148%																																										
5	16.334%	3.504%	3.038%																																										
6	19.266%	3.504%	2.932%																																										
7	22.094%	3.504%	2.829%																																										
8	24.824%	3.504%	2.730%																																										
9	27.458%	3.504%	2.634%																																										
10	30.000%	3.504%	2.542%																																										
2x01年4月1日 (貸付実行日) における LGD	全期間 LGD : 40.000%																																												

ここで、期末日 2x02年3月31日時点では、貸付 X 及び貸付 Y については、次に示す状況にある。

貸付 X	内部格付：5（債務者区分：正常先）にランクダウンし、SICR が生じていると認められた。
貸付 Y	引き続き、内部格付：6（債務者区分：その他要注意先）であり、SICR は生じていないと認められた。

こうした中、期末日 2x02 年 3 月 31 日時点では、貸付 X 及び貸付 Y について PD 及び LGD は下表に示す通りである。

貸付 X	2x02 年 3 月 31 日 (期末日) における PD	<p>各年における限界 PD は一定であり、10 年累積 PD と n 年累積 PD との間には $n \text{年累積PD} = 1 - (1 - 10 \text{年累積PD})^{\frac{n}{10}}$ の関係式が成立することには変化が無い。こうした中で、10 年累積 PD は 20.000%まで増大している。このとき、各年における累積 PD、限界 PD、無条件年間 PD は、下表に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年(n)</th> <th>累積 PD</th> <th>限界 PD</th> <th>無条件年間 PD</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>2.207%</td><td>2.207%</td><td>2.207%</td></tr> <tr><td>2</td><td>4.365%</td><td>2.207%</td><td>2.158%</td></tr> <tr><td>3</td><td>6.475%</td><td>2.207%</td><td>2.110%</td></tr> <tr><td>4</td><td>8.539%</td><td>2.207%</td><td>2.064%</td></tr> <tr><td>5</td><td>10.557%</td><td>2.207%</td><td>2.018%</td></tr> <tr><td>6</td><td>12.531%</td><td>2.207%</td><td>1.974%</td></tr> <tr><td>7</td><td>14.461%</td><td>2.207%</td><td>1.930%</td></tr> <tr><td>8</td><td>16.349%</td><td>2.207%</td><td>1.888%</td></tr> <tr><td>9</td><td>18.195%</td><td>2.207%</td><td>1.846%</td></tr> <tr><td>10</td><td>20.000%</td><td>2.207%</td><td>1.805%</td></tr> </tbody> </table> <p>累積 PD、限界 PD、無条件年間 PD の関係については 2x01 年 4 月 1 日 (貸付実行日) 時点におけるそれらの関係と同じである。</p>	年(n)	累積 PD	限界 PD	無条件年間 PD	1	2.207%	2.207%	2.207%	2	4.365%	2.207%	2.158%	3	6.475%	2.207%	2.110%	4	8.539%	2.207%	2.064%	5	10.557%	2.207%	2.018%	6	12.531%	2.207%	1.974%	7	14.461%	2.207%	1.930%	8	16.349%	2.207%	1.888%	9	18.195%	2.207%	1.846%	10	20.000%	2.207%	1.805%
	年(n)	累積 PD	限界 PD	無条件年間 PD																																										
1	2.207%	2.207%	2.207%																																											
2	4.365%	2.207%	2.158%																																											
3	6.475%	2.207%	2.110%																																											
4	8.539%	2.207%	2.064%																																											
5	10.557%	2.207%	2.018%																																											
6	12.531%	2.207%	1.974%																																											
7	14.461%	2.207%	1.930%																																											
8	16.349%	2.207%	1.888%																																											
9	18.195%	2.207%	1.846%																																											
10	20.000%	2.207%	1.805%																																											
2x02 年 3 月 31 日 (期末日) における LGD	2x01 年 4 月 1 日 (貸付実行日) における LGD と同じである。																																													

貸付 Y	2x02 年 3 月 31 日 (期末日) における PD	2x01 年 4 月 1 日 (貸付実行日) における PD と同じである。
	2x02 年 3 月 31 日 (期末日) における LGD	2x01 年 4 月 1 日 (貸付実行日) における LGD と同じである。

したがって、期末日 2x02 年 3 月 31 日時点で IFRS 第 9 号に基づいて作成される財務諸表に認識される予想信用損失の金額は下表に示すとおりである。

貸付 X	下表に示す計算により 6,985 である。
------	-----------------------

年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	実効金利	予想信用 損失 (ECL)																																							
1	101,082	2.207%	40.000%	1.082%	883	←12 か月 ECL																																						
2	101,082	2.158%	40.000%	1.082%	854																																							
3	101,082	2.110%	40.000%	1.082%	826																																							
4	101,082	2.064%	40.000%	1.082%	799																																							
5	101,082	2.018%	40.000%	1.082%	773																																							
6	101,082	1.974%	40.000%	1.082%	748																																							
7	101,082	1.930%	40.000%	1.082%	724																																							
8	101,082	1.888%	40.000%	1.082%	700																																							
9	101,082	1.846%	40.000%	1.082%	677																																							
				合計	6,985	←全期間 ECL																																						
<p>なお、EAD については、下に示す計算式によって計算されている。</p> $EAD = 100,000 \times (1 + 1.082\%) = 101,082$ <p>これは、各年に発生するクーポン利息について各年 3 月 31 日に支払われるから、EAD は貸付元本と各年に発生するクーポン利息の合計となるためである。</p> <p>一方、各年における予想信用損失 (ECL) については、下に示す計算式によって計算されている。</p> $n\text{年予想信用損失} = \frac{n\text{年EAD} \times n\text{年無条件年間PD} \times n\text{年LGD}}{(1 + n\text{年実効金利})^n}$ <p>ここで、n 年予想信用損失を求めるときに n 年 EAD に対して乗じるべき n 年 PD は n 年限界 PD であるとの説明も一般に散見されるが、n 年限界 PD は、先述の通り、n-1 年において生存しているという条件のもとで n 年においてデフォルトする確率 (条件付確率) であるから、n 年 EAD について n-1 年における累積 PD の分だけ減額する調整をあらかじめ加えているのでない限りは、そうした説明は適当ではなく、上記計算式に示す通り、n 年無条件年間 PD (=単純に n 年においてデフォルトする確率) を用いるのが適当であると考えられる。</p>																																												
貸付 Y	<p>下表に示す計算により 1,402 である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年(n)</th> <th>EAD</th> <th>無条件 年間 PD</th> <th>LGD</th> <th>実効金利</th> <th>予想信用 損失 (ECL)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>102,477</td> <td>3.504%</td> <td>40.000%</td> <td>2.477%</td> <td>1,402</td> <td rowspan="5">←12 か月 ECL</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>102,477</td> <td>3.381%</td> <td>40.000%</td> <td>2.477%</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>102,477</td> <td>3.263%</td> <td>40.000%</td> <td>2.477%</td> <td>1,243</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>102,477</td> <td>3.148%</td> <td>40.000%</td> <td>2.477%</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>102,477</td> <td>3.038%</td> <td>40.000%</td> <td>2.477%</td> <td>1,102</td> </tr> </tbody> </table>						年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	実効金利	予想信用 損失 (ECL)		1	102,477	3.504%	40.000%	2.477%	1,402	←12 か月 ECL	2	102,477	3.381%	40.000%	2.477%	1,320	3	102,477	3.263%	40.000%	2.477%	1,243	4	102,477	3.148%	40.000%	2.477%	1,170	5	102,477	3.038%	40.000%	2.477%	1,102
年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	実効金利	予想信用 損失 (ECL)																																							
1	102,477	3.504%	40.000%	2.477%	1,402	←12 か月 ECL																																						
2	102,477	3.381%	40.000%	2.477%	1,320																																							
3	102,477	3.263%	40.000%	2.477%	1,243																																							
4	102,477	3.148%	40.000%	2.477%	1,170																																							
5	102,477	3.038%	40.000%	2.477%	1,102																																							

6	102,477	2.932%	40.000%	2.477%	1,038
7	102,477	2.829%	40.000%	2.477%	977
8	102,477	2.730%	40.000%	2.477%	920
9	102,477	2.634%	40.000%	2.477%	866
合計					10,037

←全期間 ECL

なお、EAD については、下に示す計算式によって計算されている。

$$EAD = 100,000 \times (1 + 2.477\%) = 102,477$$

これは、各年に発生するクーポン利息について各年 3 月 31 日に支払われるから、EAD は貸付元本と各年に発生するクーポン利息の合計となるためである。

一方、各年における予想信用損失（ECL）の計算式については貸付 X の場合と同様であるため貸付 X 欄を参照されたい。

すなわち、期末日 2x02 年 3 月 31 日時点では、貸付 X は内部格付：5（債務者区分：正常先）に区分されている一方、貸付 Y は内部格付：6（債務者区分：その他要注意先）に区分されており、また、貸付元本金額は貸付 X と貸付 Y とで同一であり、さらに、発生利息総額の違いに起因して EAD は貸付 Y の方が大きいにも関わらず、IFRS 第 9 号に基づいて作成される財務諸表に認識される予想信用損失の金額は、SICR の発生有無に基づいて、12 か月予想信用損失を認識・測定するか、全期間予想信用損失を認識・測定するかが、異なるために、貸付 X (=6,985) の方が貸付 Y (=1,402) よりも大きい。

【数値例 2 : GDP 成長率に関する複数シナリオの策定とシナリオ発生確率の見積り】

(注) すべての計算において計算途中での端数処理を行っていない一方、表示上は常に表示未満を四捨五入しているため、表示上の数字に基づいて再計算をしても必ずしも同じ結果は得られない。

A 社は、2x15 年 3 月 31 日時点において、2x16 年 3 月期及び 2x17 年 3 月期における我が国の GDP 成長率（対前年比）についてシナリオを策定し、各シナリオの発生確率を見積る。

ここで、我が国の GDP 成長率（対前年比）に関して、①日本銀行が各年 1 月に公表した「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）に示される翌年 3 月期及び翌々年 3 月期についての予測値、及び、②内閣府経済社会総合研究所が公表した実績値は、下表に掲げる通りであった（架空の数字である）。

① 予測値			② 実績値	
	翌年 3 月期	翌々年 3 月期		
2x15 年 1 月公表	1.100%	1.000%	2x15 年 3 月期	0.600%
2x14 年 1 月公表	1.200%	1.000%	2x14 年 3 月期	0.400%
2x13 年 1 月公表	1.700%	1.100%	2x13 年 3 月期	1.300%
2x12 年 1 月公表	3.800%	1.100%	2x12 年 3 月期	3.100%
2x11 年 1 月公表	3.900%	1.800%	2x11 年 3 月期	▲3.900%
2x10 年 1 月公表	0.900%	1.100%	2x10 年 3 月期	▲0.800%
2x09 年 1 月公表	0.900%	1.000%	2x09 年 3 月期	0.200%
2x08 年 1 月公表	1.400%	0.700%	2x08 年 3 月期	1.800%
2x07 年 1 月公表	1.500%	1.100%	2x07 年 3 月期	0.800%
2x06 年 1 月公表	1.500%	0.300%	2x06 年 3 月期	1.700%
2x05 年 1 月公表	2.100%	1.600%		
2x04 年 1 月公表	1.400%	1.500%		

こうした中、翌年 3 月期予測値と実績値との差（予測誤差）について平均と標本標準偏差を求めれば、下表のとおりである。

	予測値	実績値	予測誤差 (実績 - 予測)
2x15 年 3 月期	1.200%	0.600%	▲0.600%
2x14 年 3 月期	1.700%	0.400%	▲1.300%
2x13 年 3 月期	3.800%	1.300%	▲2.500%
2x12 年 3 月期	3.900%	3.100%	▲0.800%
2x11 年 3 月期	0.900%	▲3.900%	▲4.800%

2x10年3月期	0.900%	▲0.800%	▲1.700%
2x09年3月期	1.400%	0.200%	▲1.200%
2x08年3月期	1.500%	1.800%	0.300%
2x07年3月期	1.500%	0.800%	▲0.700%
2x06年3月期	2.100%	1.700%	▲0.400%
予測誤差の平均			▲1.370%
予測誤差の不偏分散 $= \frac{\sum(\text{予測誤差} - \text{予測誤差の平均})^2}{(10 - 1)}$			0.020%
予測誤差の標本標準偏差(s) $= \sqrt{\text{予測誤差の不偏分散}}$			1.425%

また、同様の計算により、翌々年3月期予測値と実績値との差（予測誤差）について、平均は▲0.610%であり、標本標準偏差は1.864%である。

以上のことを踏まえて、2x16年3月期及び2x17年3月期における我が国のGDP成長率（対前年比）に関するシナリオについては、下表のとおりに策定する。

	2x16年3月期	2x17年3月期	策定方法
アップシナリオ	1.155%	2.254%	予測誤差の標本標準偏差に基づき、日本銀行が1月に公表する翌年3月期予測値については、実績との間に±1.425%程度のブレは十分に生じ得ると判断する。そのため、2x16年3月期についてはベースシナリオ▲0.270%に1.425%を足して1.155%である。 2x17年3月期についても同様の策定方法により、ベースシナリオ0.390%に1.864%を足して2.254%である。
ベースシナリオ	▲0.270%	0.390%	予測誤差の平均に基づき、日本銀行が1月に公表する翌年3月期予測値については、実績との差が平均的に▲1.308%である（＝実績の方が小さい）と考えられる。そのため、2x16年3月期については日本銀行が2x15年1月に公表した2x16年3月期に関する予測値1.100%から1.370%を差し引いて▲0.270%である。 2x17年3月期についても同様の策定方法により、予測値1.000%から0.610%を差し引いて0.390%である。

ダウンシナリオ	▲1.695%	▲1.474%	<p>予測誤差の標本標準偏差に基づき、日本銀行が1月に公表する翌年3月期予測値については、実績との間に±1.425%程度のブレは十分に生じ得ると判断する。そのため、2x16年3月期についてはベースシナリオ▲0.270%から1.425%を差し引いて▲1.695%である。</p> <p>また、2x17年3月期についても同様の策定方法により、ベースシナリオ0.390%から1.864%を差し引いて▲1.474%である。</p>
---------	---------	---------	---

続いて、各シナリオの発生確率を見積る。

まず、標準正規分布を前提とした検討を行う。この場合、平均±標準偏差の範囲に収まらない確率は、上下それぞれについて約15.9%である。ここに、アップシナリオとダウンシナリオについては、上述のとおり、ベースシナリオに±標準偏差の調整を加える方法で策定しているため、これらのシナリオについては、上下それぞれ20.0%の確率で生じるゾーンを代表するものであると捉えることには一定の合理性があると考えられる。この場合、各シナリオの発生確率は、アップシナリオ20.0%、ベースシナリオ60.0%、ダウンシナリオ20.0%とすることが考えられる。

そのうえで、上記発生確率に対する定性的な調整要否を考える。ここに、日本銀行が2x15年1月に公表した最新の「経済・物価情勢の展望」(展望レポート)では、経済の見通しに関するリスクバランスについては、2x16年3月期と2x17年3月期のいずれについても、下振れリスクの方が大きいとされている。そのため、アップシナリオの発生確率よりもダウンシナリオの発生確率の方が高いと見積もることが妥当であると判断する。

そのため、各シナリオの発生確率については、先述のアップシナリオ20.0%、ベースシナリオ60.0%、ダウンシナリオ20.0%に、上述のことを踏まえたダウンシナリオの重みを増す調整を加えて、下表のとおりとする。

アップシナリオ	10.0%
ベースシナリオ	60.0%
ダウンシナリオ	30.0%

ここで、仮に、A社が、無担保コールO/N物レートなど他のマクロ経済指標についてもシナリオを策定するケースを考える。その場合には、①GDP成長率(対前年比)の場合と同様の手法も考え得る一方、②当該他のマクロ経済指標とGDP成長率(対前年比)との間に有意な相関を認める場合には、それらの実績値について回帰分析を実施したうえで、そこから得られる回帰式にGDP成長率(対前年比)に関するシナリオ値を代入するという手法も考え得る。

【数値例3：理論先渡金利（インプライドフォワードレート）の計算】

（注）すべての計算において計算途中での端数処理を行っていない一方、表示上は常に表示未満を四捨五入しているため、表示上の数字に基づいて再計算をしても必ずしも同じ結果は得られない。

ゼロクーポンレートに関する期間構造が下表に示すとおりであるとき、1年複利を前提とすれば、理論先渡金利（インプライドフォワードレート）は同じく下表に示すとおりに計算される。下表に示す計算結果によれば、たとえば、2年経過後に始まる1年間（＝3年目）において適用される変動金利の値は0.801%/年であることになる。

	ゼロクーポンレート	理論先渡金利 (インプライドフォワードレート)
1年	0.060%	
2年	0.260%	0.460%
3年	0.440%	0.801%
4年	0.595%	1.061%
5年	0.725%	1.247%
6年	0.830%	1.357%
7年	0.910%	1.391%
8年	0.965%	1.351%
9年	0.995%	1.235%
10年	1.000%	1.045%

上表において、たとえば、3年目の理論先渡金利（インプライドフォワードレート）0.801%/年は、金利裁定の理論に基づけば、①期間3年に対応するゼロクーポンレートで3年間運用した場合の複利価値と、②期間2年に対応するゼロクーポンレートで2年間運用した後、3年目の理論先渡金利（インプライドフォワードレート）で1年間運用した場合の複利価値は、等しくなるはずであることから、

$$(1 + 0.440\%)^3 = (1 + 0.260\%)^2 \times (1 + 3 \text{年目の理論先渡金利(インプライドフォワードレート)})$$

との関係式が成り立つなか、かかる関係式を3年目の理論先渡金利（インプライドフォワードレート）について下に示す通りに解くことで計算されている。

$$3 \text{年目の理論先渡金利(インプライドフォワードレート)} = \frac{(1 + 0.440\%)^3}{(1 + 0.260\%)^2} - 1 = 0.801\%$$

3年目以外の理論先渡金利（インプライドフォワードレート）についても計算方法は同様である。

【数値例 4 : TOPIX 連動債に関する将来のクーポン利息についての期待キャッシュ・フローの計算】

(注) すべての計算において計算途中での端数処理を行っていない一方、表示上は常に表示未満を四捨五入しているため、表示上の数字に基づいて再計算をしても必ずしも同じ結果は得られない。

下表に掲げるとおりの TOPIX 連動債を考える。

発行日	2x01 年 4 月 1 日
満期日	発行日から 3 年後 (2x04 年 3 月 31 日)
利払日	2x01 年 9 月 30 日を初回とし、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日
元本	100,000
クーポン利息	各利払日においては、元本に、下に示す算式で算定される利率を乗じたうえで $\frac{1}{2}$ を乗じた金額。ただし、その金額がゼロ未満である場合にはゼロ。 $0.440\%/年 + 0.9 \times \frac{\text{利払日 1 か月前時点の TOPIX} - \text{発行日の TOPIX}}{\text{発行日の TOPIX}}$

この TOPIX 連動債について、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローを、株価指数 (TOPIX) の動きについて幾何ブラウン運動等に基づいてモデル化したうえで、モンテカルロ・シミュレーションによって多数のパスを生成するという方法で見積る場合には、下記のようなイメージであると考えられる。

すなわち、まず、TOPIX の動きについて、幾何ブラウン運動を離散化した数式によってモデル化するならば、次の通りである。

$$TOPIX_t = TOPIX_{t-1} \times \exp \left\{ \left(\mu - \frac{1}{2} \sigma^2 \right) \Delta t + \sigma \sqrt{\Delta t} Z \right\}$$

ただし、上式における記号については下表のとおりである。

$TOPIX_t$	目的とする TOPIX の値。
$TOPIX_{t-1}$	目的とする TOPIX の値よりも 1 時点前の時点における TOPIX の値。なお、先述の TOPIX 連動債の発行日たる 2x01 年 4 月 1 日における TOPIX の値について、ここでは 2,500 とする。
$\exp(x)$	e^x の意味。なお、 e は自然対数の底 ($\approx 2.718 \dots$) である。
μ	TOPIX の期待収益率 (年率)。ここでは 5.000% とする。
σ	TOPIX のボラティリティ (年率)。ここでは 20.000% とする。
Δt	TOPIX を生成する時点間の時間距離 (年)。ここでは 0 時点と 1 時点の間に関して 5/12 年であり、その他の時点間に関して 6/12 年である。
Z	標準正規乱数。ここでは Excel 関数 <code>normsinv(rand())</code> によって得る。

こうした中、上式に基づいて、TOPIX の動きについてモンテカルロ・シミュレーションによって 100,000 本のパスを生成したならば、下表のとおりであった。

パス No.	2x01 年	2x02 年	2x02 年	2x03 年	2x03 年	2x04 年
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

	8月31日	2月28日	8月31日	2月28日	8月31日	2月28日
1	2,394	2,424	2,905	3,176	3,181	3,529
2	2,747	2,593	2,214	1,976	2,081	1,910
...
99,999	1,911	1,898	1,962	1,503	1,680	1,727
100,000	2,319	2,324	1,940	1,935	1,700	1,611

そして、上表の通りに生成された TOPIX のそれぞれに基づいて、先述の TOPIX 連動債に関するクーポン利率を先述の算定式 $0.440\%/年 + 0.9 \times \frac{\text{利払日1か月前時点のTOPIX} - \text{発行日のTOPIX}}{\text{発行日のTOPIX}}$ に基づいて計算すれば、下表のとおりである。ただし、かかる計算によって得られる利率がマイナスの場合には、クーポン利息がゼロとなるなか、ここでは、かかる計算によって得られる利率がマイナスの場合には、かかる利率それ自体をゼロとしている。

パス No.	2x01年 9月30日	2x02年 3月31日	2x02年 9月30日	2x03年 3月31日	2x03年 9月30日	2x04年 3月31日
1	0.000%	0.000%	15.026%	24.791%	24.967%	37.497%
2	9.315%	3.781%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%
...
99,999	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%
100,000	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%

そのうえで、上表の通りに生成された値を各時点について単純平均することで、先述の TOPIX 連動債に関するクーポン利率を求め、かつ、かかるクーポン利率に基づいてクーポン利息の金額を求めれば、下表のとおりである。

	2x01年 9月30日	2x02年 3月31日	2x02年 9月30日	2x03年 3月31日	2x03年 9月30日	2x04年 3月31日
クーポン 利率	5.954%	9.599%	12.814%	15.826%	18.774%	21.655%
クーポン 利息	2,977	4,800	6,407	7,913	9,387	10,827

上表に「クーポン利息」として掲げた金額が、先述の TOPIX 連動債に関する将来のクーポン利息についての期待キャッシュ・フローとなる。

【数値例 5：全期間予想信用損失の事後的な変動額のみを認識する会計処理方法】

(注1) すべての計算において計算途中での端数処理を行っていない一方、表示上は常に表示未満を四捨五入しているため、表示上の数字に基づいて再計算をしても必ずしも同じ結果は得られない。

(注2) デフォルトの定義は「内部格付 7 (債務者区分：要管理先) 以下へのランクダウン」であるものとする。

A社は、2x01年4月1日に、貸付Xを実行した。貸付Xに関する詳細については数値例1を参照されたい。

ここに、実行日2x01年4月1日 (=契約締結日もこれに等しいため、当初認識・測定日もこれに等しい) において、貸付Xに関する予想信用損失の金額は下表に示すとおりである。なお、計算方法については、すでに示している期末日2x02年3月31日の場合と基本的に同じであるため数値例1を参照されたい。

年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	実効金利	予想信用 損失 (ECL)	
1	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	32	←12 か月 ECL
2	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	32	
3	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	31	
4	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	31	
5	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	31	
6	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	30	
7	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	30	
8	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	30	
9	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	29	
10	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	29	
				合計	305	←全期間 ECL

また、実行日2x01年4月1日 (=契約締結日もこれに等しいため、当初認識・測定日もこれに等しい) において、貸付Xに関する公正価値は下表に示すとおりである。

年 (n)	将来 CF	割引率	割引後 将来 CF
1	1,082	1.082%	1,071
2	1,082	1.082%	1,059
3	1,082	1.082%	1,048
4	1,082	1.082%	1,037
5	1,082	1.082%	1,025
6	1,082	1.082%	1,014

7	1,082	1.082%	1,004	←公正価値
8	1,082	1.082%	993	
9	1,082	1.082%	982	
10	101,082	1.082%	90,768	
合計			100,000	

上表において、将来 CF は、1 年目から 9 年目においては $100,000 \times \text{実効金利 } 1.082\% / \text{年} = 1,082$ と計算されるクーポン利息であり、また、10 年目においては当該クーポン利息と貸付元本 100,000 の合計により 102,082 である。そのうえで、貸付 X に関するクーポン利率 1.082%（詳細については数値例 1 参照）が、その PD 及び LGD を適切に反映していることを含めて、実行日 2x01 年 4 月 1 日においてオンマーケットであると認められるため、割引率はクーポン利率に等しい 1.082% である。したがって、上表で計算された公正価値 100,000 には、先だって計算されている全期間予想信用損失 305 が織り込まれていると認められる。

<ケース 1：内部格付に変化がない場合>

期末日 2x02 年 3 月 31 日時点では、貸付 X について、内部格付：2（債務者区分：正常先）のまま変わっておらず、PD 及び LGD は 2x01 年 4 月 1 日（貸付実行日）における PD 及び LGD と同じである。具体的な計数については、数値例 1 を参照されたい。

そのため、期末日 2x02 年 3 月 31 日において、貸付 X に関する予想信用損失の金額は下表に示すとおりである。

なお、計算方法については数値例 1 を参照されたい。

年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	実効金利	予想信用 損失 (ECL)	←12 か月 ECL
1	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	32	
2	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	32	
3	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	31	
4	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	31	
5	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	31	
6	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	30	
7	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	30	
8	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	30	
9	101,082	0.080%	40.000%	1.082%	29	
合計					276	←全期間 ECL

したがって、貸付 X について実施する会計処理は下表に示す通りである。

借方	貸方
----	----

科目	金額	科目	金額
<2x01年4月1日>			
金融資産	100,000	現金預金	100,000
<2x02年3月31日>			
金融資産	1,082	利息収益 (PL)	1,082
現金預金	1,082	金融資産	1,082
金融資産 (信用損失分)	29	信用損失 (PL)	29
<ul style="list-style-type: none"> ● 利息収益 (PL) については、$100,000 \times \text{実効金利 } 1.082\% / \text{年} = 1,082$ である。 ● 信用損失 (PL) については、期末日 2x02年3月31日 276 から、実行日 2x01年4月1日 (=契約締結日もこれに等しいため、当初認識・測定日もこれに等しい) 305 を差し引いて▲29 である。なお、305 については注記において開示するため、財務諸表利用者においては、これと▲29 を足し合わせることで、期末日 2x02年3月31日における予想信用損失 276 を知ることができる。 			

<ケース2：内部格付が下落している場合>

期末日 2x02年3月31日時点では、貸付 X について、内部格付：5 (債務者区分：正常先) にランクダウンしており、PD 及び LGD は数値例 1 に示したとおりである。

したがって、期末日 2x02年3月31日における、貸付 X に関する予想信用損失の金額も、数値例 1 に示したとおりである。

以上のことから、貸付 X について実施する会計処理は下表に示す通りである。

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
<2x01年4月1日>			
金融資産	100,000	現金預金	100,000
<2x02年3月31日>			
金融資産	1,082	利息収益 (PL)	1,082
現金預金	1,082	金融資産	1,082
信用損失 (PL)	6,680	金融資産 (信用損失分)	6,680
<ul style="list-style-type: none"> ● 利息収益 (PL) については、$100,000 \times \text{実効金利 } 1.082\% / \text{年} = 1,082$ である。 ● 信用損失 (PL) については、期末日 2x02年3月31日 6,985 から、実行日 2x01年4月1日 (=契約締結日もこれに等しいため、当初認識・測定日もこれに等しい) 305 を差し引いて 6,680 である。なお、305 については注記において開示するため、財務諸表利用者においては、これと 6,680 を足し合わせることで、期末日 2x02年3月31日における予想信用損失 6,985 を知ることができる。 			

<ケース3：内部格付が上昇している場合>

各年における限界 PD は一定であり、10 年累積 PD と n 年累積 PD との間には

n 年累積PD = $1 - (1 - 10$ 年累積PD) $^{\frac{n}{10}}$ の関係式が成立することには変化が無い。こうした中、期末日 2x02 年 3 月 31 日時点では、貸付 X について、内部格付：1（債務者区分：正常先）にランクアップしており、10 年累積 PD は 0.200%まで減少している。このとき、各年における累積 PD、限界 PD、無条件年間 PD は、下表に示すとおりである。なお、累積 PD、限界 PD、無条件年間 PD の関係については数値例 1 を参照されたい。

年(n)	累積 PD	限界 PD	無条件年間 PD
1	0.020%	0.020%	0.020%
2	0.040%	0.020%	0.020%
3	0.060%	0.020%	0.020%
4	0.080%	0.020%	0.020%
5	0.100%	0.020%	0.020%
6	0.120%	0.020%	0.020%
7	0.140%	0.020%	0.020%
8	0.160%	0.020%	0.020%
9	0.180%	0.020%	0.020%
10	0.200%	0.020%	0.020%

ここで、上表における n 年無条件年間 PD の値は、常に 0.020%で一定のように見えるが、これは端数処理の結果であり、実際には n が増加するにつれて減少している。

一方、期末日 2x02 年 3 月 31 日時点では、貸付 X について、LGD は 2x01 年 4 月 1 日（貸付実行日）における LGD と同じである。具体的な計数については、数値例 1 を参照されたい。

そのため、期末日 2x02 年 3 月 31 日において、貸付 X に関する予想信用損失の金額は下表に示すとおりである。

なお、計算方法については数値例 1 を参照されたい。

年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	実効金利	予想信用 損失 (ECL)
1	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	8
2	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	8
3	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	8
4	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	8
5	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	8
6	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	8
7	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	7

←12 か月 ECL

8	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	7	←全期間 ECL
9	101,082	0.020%	40.000%	1.082%	7	
合計					69	

以上のことから、貸付 X について実施する会計処理は下表に示す通りである。

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
<2x01年4月1日>			
金融資産	100,000	現金預金	100,000
<2x02年3月31日>			
金融資産	1,082	利息収益 (PL)	1,082
現金預金	1,082	金融資産	1,082
金融資産 (信用損失分)	236	信用損失 (PL)	236
<ul style="list-style-type: none"> ● 利息収益 (PL) については、$100,000 \times \text{実効金利 } 1.082\% / \text{年} = 1,082$ である。 ● 信用損失 (PL) については、期末日 2x02年3月31日 69 から、実行日 2x01年4月1日 (=契約締結日もこれに等しいため、当初認識・測定日もこれに等しい) 305 を差し引いて▲236 である。なお、305 については注記において開示するため、財務諸表利用者においては、これと▲236 を足し合わせることで、期末日 2x02年3月31日における予想信用損失 69 を知ることができる。 			

以上の数値例から明らかとなり、この会計処理方法によれば、全期間予想信用損失の過剰 (二重) 認識を解消しつつ、常に全期間予想信用損失の金額を知らせることができる。

なお、IFRS 第 9 号及び米国会計基準 ASC326 は、いずれも、原則として、予想信用損失の計算と実効金利計算をデカップルしているなか、その点は、この会計処理方法でも維持されていることにも留意されたい。

【数値例 6：金融保証契約に関する会計処理方法の比較】

(注 1) すべての計算において計算途中での端数処理を行っていない一方、表示上は常に表示未満を四捨五入しているため、表示上の数字に基づいて再計算をしても必ずしも同じ結果は得られない。

(注 2) デフォルトの定義は「内部格付 7 (債務者区分：要管理先) 以下へのランクダウン」であるものとする。

A 社は、2x01 年 4 月 1 日に、貸付 X を実行した。貸付 X に関する詳細については数値例 1 を参照されたい。

こうした中、A 社は、同じく 2x01 年 4 月 1 日に、B 社との間で、貸付 X についてその債務者が元利金の支払を行わない場合において、B 社が債務者に代わってその支払を行うことを内容とする保証契約 a を、B 社との間で締結した。保証契約 a は金融保証契約に該当する中、その詳細は下表に示すとおりである。

保証契約 a	保証金額	貸付 X の元利金すべて																																																																																	
	保証期間	10 年 (満期日：2x11 年 3 月 31 日)																																																																																	
	保証料の金額 及び支払方法	<p>2x01 年 4 月 1 日 (保証実行日) において全額を授受する。</p> <p>その金額は、貸付 X に関する EAD、PD、LGD に基づいて決定されているなか、下表に示す計算により 306 である。</p> <table border="1" data-bbox="571 981 1305 1720"> <thead> <tr> <th>年(n)</th> <th>EAD</th> <th>無条件 年間 PD</th> <th>LGD</th> <th>割引金利</th> <th>将来 CF</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>32</td></tr> <tr><td>2</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>32</td></tr> <tr><td>3</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>31</td></tr> <tr><td>4</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>31</td></tr> <tr><td>5</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>31</td></tr> <tr><td>6</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>30</td></tr> <tr><td>7</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>30</td></tr> <tr><td>8</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>30</td></tr> <tr><td>9</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>29</td></tr> <tr><td>10</td><td>101,082</td><td>0.080%</td><td>40.000%</td><td>1.050%</td><td>29</td></tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>合計</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>= 保証料 金額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、EAD、n 年無条件年間 PD、LGD については、貸付 X に関するそれらと同じであるため、詳細については数値例 1 を参照されたい。また、各年における将来 CF の計算方法は各年における予想信用損失の計算方法と同じであるため数値例 1 を参照されたい。</p> <p>一方、割引金利については、下に示す計算式による。</p> <p>10 年物 RFR1.000%/年 + 貸付 X に関するその他スプレッド 0.050%/年</p>					年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	割引金利	将来 CF	1	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	32	2	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	32	3	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	4	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	5	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	6	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30	7	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30	8	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30	9	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	29	10	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	29					合計	306					= 保証料 金額
年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	割引金利	将来 CF																																																																														
1	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	32																																																																														
2	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	32																																																																														
3	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31																																																																														
4	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31																																																																														
5	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31																																																																														
6	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30																																																																														
7	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30																																																																														
8	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30																																																																														
9	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	29																																																																														
10	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	29																																																																														
				合計	306																																																																														
				= 保証料 金額																																																																															

ここに、一部繰り返しになるが、保証契約 a に関する EAD、PD、LGD は、貸付 X に関するそれらと同じである。

したがって、保証実行日 2x01 年 4 月 1 日における、保証契約 a に関する、12 か月予想信用損失の金額、及び、全期間予想信用損失の金額は下表に示すとおりである。なお、各年における予想信用損失の計算方法については数値例 1 を参照されたい。また、割引金利については保証料の金額を算定する際に用いたものと同じである。

年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	割引金利	予想信用 損失 (ECL)	
1	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	32	←12 か月 ECL
2	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	32	
3	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	
4	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	
5	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	
6	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	
7	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30	
8	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30	
9	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	29	
10	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	29	
				合計	306	←全期間 ECL

また、同様の計算により、期末日 2x02 年 3 月 31 日において、保証契約 a に関する、12 か月予想信用損失の金額、及び、全期間予想信用損失の金額は下表に示すとおりである。

年(n)	EAD	無条件 年間 PD	LGD	割引金利	予想信用 損失 (ECL)	
1	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	32	←12 か月 ECL
2	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	32	
3	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	
4	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	
5	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	
6	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	31	
7	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30	
8	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	30	

9	101,082	0.080%	40.000%	1.050%	29	←全期間 ECL
				合計	277	

ここで、期末日 2x02 年 3 月 31 日時点では、貸付 X について、内部格付：2（債務者区分：正常先）のまま変わっておらず、SICR はないため、保証契約 a について適用される予想信用損失は 12 か月予想信用損失である。

また、B 社では、2x01 年 4 月 1 日（保証実行日）において受領した全期間分の保証料 306 について、①当該保証料は、保証期間 10 年間にわたって、貸付 X に関する元利金の支払を保証するという便益を提供することの対価であり、かつ、②かかる便益は保証期間 10 年間における各時間単位（例：1 日や 1 時間）において均等に提供され、また、提供されるのと同時に費消されるために、時の経過に応じて収益として認識することが妥当であると判断した。

以上のことを踏まえるとき、B 社が保証契約 a について原則的な方法（金融基準 ED.26-2）で会計処理をするならば、その内容は下表に示す通りである。

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
<2x01 年 4 月 1 日>			
現金預金	306	金融保証契約負債	306
<2x02 年 3 月 31 日>			
金融保証契約負債	31	保証料収益 (PL)	31

- 2x01 年 4 月 1 日においては、金融保証契約負債を公正価値で認識する。ここでは保証料の金額が貸付 X に関する EAD、PD、LGD に基づいて決定されていることから、公正価値は、同日に受領した保証料の金額と同じ方法で計算され、同じ金額となるため、306 である。
- 2x02 年 3 月 31 日における(1)予想信用損失の金額は、12 か月予想信用損失の金額であるから、先述の計算結果より、32 である。
- 2x02 年 3 月 31 日における(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額は、発生の認識時の価額が 306 である一方、収益に認識された累計額は $\text{保証料} 306 \times \frac{12 \text{ヶ月}}{120 \text{か月}(=10 \text{年})} = 31$ と計算されることにより 31 であるから、 $306 - 31 = 275$ と計算されることにより 275 である。
- したがって、(1)32 < (2)275 であるから、2x02 年 3 月 31 日における金融保証契約負債の金額は 275 である。
- そのため、2x02 年 3 月 31 日においては、金融保証契約負債について 31 (=306-275) の減少を認識するとともに、31 を保証料収益 (PL) として認識する。

一方、B 社が保証契約 a について金融実務指針 ED.137 の規定を適用して会計処理をするならば、その内容は下表に示す通りである。

借方		貸方	
----	--	----	--

科目	金額	科目	金額	
<2x01年4月1日>				
現金預金	306	金融保証契約負債	306	
<2x02年3月31日>				
金融保証契約負債	31	保証料収益 (PL)	31	
信用損失 (PL)	32	金融保証契約負債	32	
<ul style="list-style-type: none"> ● 2x01年4月1日において認識する金融保証契約負債が306であることについては先述のとおりである。 ● 2x02年3月31日における(1)予想信用損失の金額は、すでに計算したとおり32である。 ● 2x02年3月31日における(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額は、すでに計算したとおり275である。 ● 金融実務指針 ED.137の規定を適用する場合には、2x02年3月31日においては、これら32と275をともに金融保証契約負債として認識するから、次に示す二つのことを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融保証契約負債について31 (=306-275)の減少を認識するとともに、31を保証料収益 (PL)として認識する。 ② 金融保証契約負債、及び、信用損失 (PL)として、32を認識する。 				
<p>上記から明らかなどおり、保証契約 a について金融実務指針 ED.137の規定を適用して会計処理をするならば、B社が2x02年3月31日において認識する金融保証契約負債の金額は307であり、その時点における全期間予想信用損失277よりも大きい。</p> <p>ここで、当数値例では、保証契約 a について、①保証料の金額が貸付 X に関する2x01年4月1日時点での EAD、PD、LGD に基づいて決定されており、かつ、②2x02年3月31日時点における保証契約 a (貸付 X) に関する PD 及び LGD について、2x01年4月1日時点と比較して増大はないという状況を設定していることに留意する。</p> <p>したがって、保証契約 a (貸付 X) については、保証料の金額が実行時の EAD、PD、LGD に基づいて決定されており、かつ、実行時と比べて PD 及び LGD に上昇が見られないにもかかわらず、認識される負債 (金融保証契約負債) の金額が全期間予想信用損失277よりも大きい307となっていることになる。</p> <p>そして、こうした、実行時と比べて PD 及び LGD に上昇が見られないにもかかわらず、認識される負債 (金融保証契約負債) の金額が全期間予想信用損失よりも大きいという状態は、下表に示すとおり、2x03年3月31日以降においても継続することとなる。</p>				
時点 (日付)	(1)予想信用損失 (12か月)	(2)発生の認識時の 価額から収益に認 識された累計額を 控除した金額	認識される負債 (=(1)+(2))	全期間 予想信用損失

2x03年3月31日	32	244	277	247
2x04年3月31日	32	214	246	217
2x05年3月31日	32	183	215	187
2x06年3月31日	32	153	185	157
2x07年3月31日	32	122	154	126
2x08年3月31日	32	92	124	95
2x09年3月31日	32	61	93	64
2x10年3月31日	32	31	63	32